

令和5年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第4日目)

令和5年12月11日 午前10時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	北村和士	2 番	武尾哲治	3 番	吉田功
4 番	中津川定雄	5 番	秋田谷光彦	6 番	古谷星工人
7 番	平野由里子	8 番	田代実	9 番	井上栄一
10 番	南雲まさ子	11 番	飯田一	12 番	寺嶋正

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 15人

町 長	本山博幸	副 町 長	田代浩一
教 育 長	浄泉和幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総 務 課 長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税 務 課 長	山岸裕子
町 民 課 長	川本博孝	福 祉 課 長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観 光 経 済 課 長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環 境 上 下 水 道 課 長	渋谷好人
教 育 課 長	椎野晃一	_____	_____

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書 記	島 秀 明
------	------	-----	-------

5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 51 号 松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 2 議案第 52 号 松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 53 号 松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例（産業厚生常任委員会報告）
- 日程第 4 議案第 54 号 松田町有施設使用条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 5 議案第 55 号 松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 6 議案第 56 号 松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 7 議案第 57 号 松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 58 号 松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 59 号 松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 60 号 松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第 11 議案第 61 号 令和 5 年度松田町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 12 議案第 62 号 令和 5 年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 63 号 令和 5 年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 64 号 令和 5 年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第 65 号 令和 5 年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 66 号 令和 5 年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 1 発議第 4 号 町長の専決処分事項に関する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 67 号 松田町名誉町民の推挙について
- 日程第 18 同意第 10 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 19 同意第 11 号 人権擁護委員の推薦について

- 日程第 20 各種委員会委員等の諸般報告
日程第 21 委員会の閉会中の継続審査申出書
日程第 22 議員派遣について

6. 議会の状況

議 長 皆さんおはようございます。松田町議会定例会本会議第4日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集頂き、大変御苦労さまです。

会議に先立ち皆様に御確認をお願いします。皆様のお手元に書類を配付しておりますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中12名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (10時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(産業厚生常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 古谷星工人君。

産業厚生常任委員長 それでは委員会報告をいたします。

令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星工人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月7日、8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、利用実績の確認と今後の利用見込み、県内市町の料金の比較等について審査をしました。審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について強く申入れをします。

1、利用料金についてはあくまでも上限額であるので、実料金を設定するには慎重に検討されたい。

2、利用料金を改定する際は今後施設の整備充実に留意されたい。

3、利用者に対し料金の改定を行う際は、事前に十分な周知を図られたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

質疑がなければ討論に入ります。

(「省略」の声あり)

はい、討論…いやいや、やるんでしょう。討論ございますか。

(「はい」の声あり)

はい、原案に反対の方から行いたいと思いますが、その立場でよろしいですか。

9 番 井 上 それでは議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、寄みやま運動広場の利用料について、利用者に受益者負担をしていただくということで、料金を増額する一部改正であります。受益者負担を増額ということですが、寄みやま運動広場は旧態依然であり、今後

のリニューアルや改修の予定もない。そのため料金の増額分は維持管理費に対する財源補填ということだけです。執行者は料金を改定する前に、借地料や維持管理費等の検討、削減に努め、これらの財源を捻出するようにするべきであります。

また、他の公共施設で利用料金を規定している条例とは違い、条例の中に料金設定が利用料金の上限額を条例で定める方式としています。例えば寄みやま運動広場のこれまでの利用料金は、町内居住・町外居住者とも条例規定額、いわゆる上限額という説明がありましたが、条例で規定している額の2分の1を徴収をしていました。今後の条例改正後の徴収見込額は、町内居住者は条例規定額の100%、町外居住者は条例規定額の60%から3分の2を実際の徴収額とする改正であります。これは町民等に対して非常に分かりにくい条例とする一部改正であります。

そして、この条例のように上限設定をし、利用料金と金額の範囲内での執行を定めるような料金徴収の方式は、執行者、指定管理者の裁量で利用料金を定めることができる規定となります。町民、利用者の負担を決める権利、町民や利用者の負担を決める条例の中の議決権を持つ議会としては、1つの金額を議決し、これが適正な金額で負担を頂くと、町民に負担を頂くという条例の議決権に対し、適当ではない条例改正であります。この一部改正で料金の上限設定をする規定を正さなかった点についても強く反対をいたします。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。よろしく御賛同のほどお願いをいたします。

議 長 ほかに討論はございませんか。原案に賛成の方の討論がございませんか。

4 番 中津川 私、賛成する立場として討論をさせていただきます。

確かに使用料等に関するですね、他の条例を見ると、金額イコール使用料となっていますけども。本条例ではですね、これまで同様、上限額を設定し幅を持たせた中で適切な使用料を決定していくことでよいと考えます。現にですね、みやま運動広場の場合、今、時間当たり、1時間の使用料は550円となっております。条例の改正どおりですね、これを倍の金額にしてもですね、1時間当

たり1,100円になります。他の公園、例えば中井町の中井中央公園ですと、1時間当たりでですね、グラウンドの面積は若干違いますけども、同程度の規模でございまして、1,100円に対してはですね、1,020円。大井町の山田グラウンドについてはですね、1時間当たり1,000円ということになってますので、他の近隣ですね、市町とも比較しても適切な金額ではないかなというふうに考えております。

以上で賛成の立場としての討論を終わらせていただきます。

議 長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第51号松田町寄みやま運動広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第2「議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星エ人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。

令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星エ人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月7日、8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告しま

す。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、利用実績の確認と今後の利用見込み、県内市町の料金の比較等について審査しました。審査の結果、適切なものであると判断しました。

なお、次の項目について強く申入れをします。

1、利用料金についてはあくまで上限であるので、実料金を設定する際には慎重に検討されたい。

2、利用料金を改定する際は今後施設の整備充実に留意されたい。

3、利用者に対し料金の改定を行う際には、事前に十分な周知を図られたい。

4、利用者の安全性や利便性向上に努められたい。

以上です。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
12番 寺 嶋 委員会の方、お疲れさまです。審査内容の中で、県内主要市町の料金の比較等ということなんですけども、もちろん当然1時間当たりの使用料ということの他町との比較は具体的にどのように議論されたのか。あとは「等」ということとございますから、減免なんかの比較もされたと思いますが、その辺についてお伺いをいたします。

6番 古 谷 今の質問ですけども、他町の比較につきましては、具体的に市を申しますと、座間市、藤沢市、逗子市、伊勢原市、横浜市、平塚、大和、海老名、川崎、湯河原、秦野市等ですね、調査しまして、これと比較をしました。そういうことで、よろしく願いいたします。

議 長 減免については。

6番 古 谷 減免については、この席では、よその部分については特に確認はしておりません。

8番 田 代 減免について議論はしております。町内の団体、町内の利用者もある程度金

額が上がってしまうということはどうなのかなど。そのような議論を交わした中で、「次の項目について強く申入れをします」の1番を御覧ください。利用料金についてはあくまで上限額であるので、実料金を設定する際には慎重に検討されたいと、この言葉に反映しております。要は減免規定を用いても値上がってしまうのでね、上限額で言うと値上がってしまうので、今の現行料金からいきなりそこに持って行くのではなくて、もう少し低い額でスタートしてくださいという意味を込めてこの文章にしております、以上です。

議 長 ほかには。よろしいですか、12番。

12番 寺 嶋 はい。

議 長 質疑ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

こちらまず原案に反対の討論から行いますが。

9番 井 上 それでは、私は議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、寄テニスコートの利用料金について、利用者に受益者負担をしてもらうため、料金を増額するという一部改正です。通常ですね、受益者負担を増額する際は、やはりこの設備が新しくなったから、テニスコートがよくなったからということに対して、やはりそういった維持補修、改修等の結果をですね、含めて受益者負担をしていただくというのが通常ではないかなというふうに考えますが、実際寄テニスコートはコートの人工芝もですね、手入れ補修、張り替え等の対策が必要である。また滑りやすく危険性をはらんでいるというふうなのが寄テニスコートの現状です。また、今後のリニューアルや改修の予定も今のところ立っていないということで、料金の増額分は現状の維持管理費に対する財源補填となる。そういった一部改正でございます

近隣のテニスコート利用料金等を比較しても、同等な利用料金でも、寄テニ

スコートにおける設備の中で、コートやトイレ、駐車場などの設備を比べた場合に雲泥の差があります。そうした近隣施設との設備面等を考慮しないでですね、単純に1時間当たりの利用金額、税抜きで1,000円、1時間1,000円を2,000円とするという条例改正には反対をするものでございます。松田町民の利用が多い寄テニスコートです。安直な値上げで町民の利用を控えさせることのないよう、町民の福祉向上のための施設であるべきだと考えます。

また寄みやま運動広場の改正条例と同様に、料金設定が利用料金の上限額を条例で定める。新たに利用料金の上限額ということの一部改正の中に盛り込んだ一部改正条例となっております。寄テニスコートのこれまでの利用料金は、今までは1,000円の条例規定額で、2分の1の500円プラス消費税を徴収をしておりました。改正予定後の条例徴収見込み金額は、町内居住者は条例規定額の50%の1,000円プラス消費税を実際の徴収額とする改正であります。町民等に対して非常に分かりにくい条例となる一部改正でございます。

そして、この条例のように、先ほどの寄みやま運動広場も同じですが、上限設定をし、利用料金と金額の範囲内での執行を定めるような料金徴収の方式は、執行者、指定管理者の裁量で利用料金を決めることができる規定となる。町民、利用者の負担を決める権利を持つ議会としては、1つの金額を議決し、町民に負担頂くという条例議決権に対し、適当ではない条例改正であります。この金額等の点について、条例改正で通常2分の1で上限範囲内の額でやるという、そういう実績をもとにするのであれば、上限設定を撤廃し、2分の1の金額を委員会で議決すべきだというふうに考えます。この一部改正条例で料金の上限設定をする規定を正さなかった点についても強く反対をします

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。御賛同のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 それでは次に原案に賛成の方の討論はございませんか。

4 番 中 津 川 私は賛成する立場としてですね、討論をさせていただきます。

先ほどのみやま運動広場のほうとも同じなんですけども、確かに使用料等に関する他の条例ではですね、金額イコール使用料となっておりますけども、本

条例はですね、これまで同様、確かに井上議員のおっしゃるようになりますね、上限額の設定については、こういうやり方でいいのかという疑問はありますが、それはちょっと今後のですね、課題としてですね、捉えておきたいと思っております。今回についてはですね、本条例のとおりですね、上限額を設定し、幅を持たせた中でですね、適切な使用料を決定するという事でよいと考えます。実際の使用料ですが、町民についてはですね、2分の1の減免になりますので、マックスで1時間当たり1,000円ということですが、他町のですね、近隣のテニスコートの実際の使用料よりは若干高くはなりますが、今後のですね、附帯施設の修繕とかですね、そういった財源確保の上ではですね、どうしても必要なのかなというふうに思っております。

以上で賛成としての討論を終わらせていただきます。

議 長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第52号松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例(産業厚生常任委員会報告)」を議題とします。

本案については産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長、古谷星エ人君。

産業厚生常任委員長 それでは報告いたします。

令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。産業厚生常任委員会委員長 古谷星エ人。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は12月8日に委員6名全員出席のもと、役場4階大会議室において委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告をします。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で別紙のとおり原案の一部を修正可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。環境上下水道課長及び担当職員出席のもと、松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例について詳細な説明を受け、質疑を行い審査をしました。

審査の結果、打切り決算という会計処理を行うには、期日を指定する必要があるため、一部修正を行いました。それ以外については、平成31年1月26日付総務大臣からの通知により、寄簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計を法適化するものであるもので、適切であると判断しました。なお、次の項目について申入れをします。

1、松田町水道事業運営審議会及び松田町生活排水処理施設運営審議会の答申を尊重し、健全な事業運営を図られたい。

2、法適化された公営企業会計は、令和6年4月1日から開始となるため、移行に当たっては適正かつ円滑に進められたい。

1枚おめくりください。別紙です。議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例に対する修正案。議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例の一部を次のように修正する。附則第1項中、公布の日を令和6年4月1日に改める。

以上です。

議長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声です。討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第53号松田町水道事業等に関する設置条例の一部を改正する等の条例に対する委員長の報告は修正です。まず委員会の修正案について採決をします。委員会の修正案に賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって修正部分を除く部分は原案のとおり可決いたしました。

議長 日程第4「議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子

総務文教常任委員会報告書。本委員会は12月7日、8日に委員6名中6名全員出席のもと、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町有施設使用条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、近隣町との使用料金を比較して、妥当なものと判断しました。引き続き光熱費等の急騰による外部要因と、構造的な赤字の解決に努められた

い。

私のほかにも委員がごぞいますので、補足説明の発言をすることをお許しく
ださい。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
8 番 田 代 委員会報告書の取りまとめ、御苦労さまでした。この中で1つどうしても分
からないことがあります。一番下、下段です。「引き続き光熱費」から始まり
まして、その後です。構造的な赤字の解消に努められたい。委員長、構造的な
赤字の解消に努められたい。これ、私ね、理解できません。といいますのが、
この条例、内容を見れば、寄小学校のアリーナ、多目的ルーム、ミーティング
ルーム、小ミーティングルーム。新しくできた屋内運動場の中の料金。それと
新たに建設された松田小学校の屋内運動場。あとは学校の教室、運動場。松田
中学校の屋内運動場、夜間照明。これ、夜間照明は若干違うかもしれませんが
れども、それ以外は全てこれ、義務教育施設ですよ。その義務教育施設を使
う人という、体育館でもグラウンドでもそうなんですけども、大半がスポー
ツの登録団体だと思うんですよ。本会議でも議論しましたけれども、スポー
ツ登録団体は町内の在住者が8割、9割、大半を占めれば利用料は免除なん
ですよ。ですから、町内の方についてはほとんど影響ないのではないかと。そう
すると町外の方なんですけれども、わずかな方かなって感じます。そういった
ことで、どうしてこの「構造的な赤字の解消に努められたい」という一文を入
れたのか。私はこれは入れるべきではないと思います。御回答をお願いします。

10 番 南 雲 この構造的な赤字というのは、使えば使うほど赤字になってしまうというこ
とで、町側から御説明受けたので、そのことをうたっています。

8 番 田 代 使えば使うほど赤字になる、これ、当然だと思いますよ。教育施設を夜間開
放で使う、またはグラウンドを夜間開放、または部活がないときに休日に使わ
せていただくということで、町民のスポーツの振興を主に目的にしてるんで、
そういった考えはいかなものかと。

では、逆にもう一つ質問します。これは委員長以外にも、ほかの方、委員の
方、答えてもらって構わないです。要は利用料徴収するためにこれ、改修する

んですよね。そうすると町外の方が多いと思うんです。町内の方、大半が減免ということでお支払いしてないと思います。私も松田中学校の体育館、以前使った、何年か、何十年も利用させてもらいましたけれど、スポーツ団体ということで減免でした。ですから、そういった方が夜間は多く利用されてるのかなと。そういう中で逆にお金を取る、この上段で使用料金を比較して妥当なものと判断した。これは外の人から取るというふうに私は理解します。そういった外の人利用実績、この辺を考えてこれだけ上げれば妥当だというふうに読めるんです。そういった議論をされたかどうか。よろしくお願いします。

10番 南 雲 この値上げをして、町外以外の方から使用料金を頂くということによって、赤字を解消していく方向に持って行くってということなので、それを使えば使うほど赤字になる構造的な赤字の解消をそこで埋めていくように、さらにそういったものを工夫、使っていただけるような工夫をしていただきたいということで、このように委員会報告にまとめましたけど。

8番 田 代 委員長のお答えは大体分かりました。ほかの委員の皆さんにお尋ねします。よろしいですか。学校教育施設だから、ほとんどが学校で使うためにお金がかかってるんですよ。休日の開放か夜間開放ですよ。そうすると町内の団体は免除団体がほとんどです。ですからこれ、料金を徴収するために値上げすれば赤字解消に少しは役立つということなんで、料金を取る方の分析、そういったものを委員会で検討されたのか。まずこれ1点、ほかの委員の方で結構です。お答えください。

議 長 いかがでしょうか。

3番 吉 田 田代議員の御指摘されるような、やはりスポーツ団体、健康…厚生的な活動、健康的な活動のために、なるべく無料な形でやっていくほう、安価な形でやっていくほうが望ましいというのは大変理解するところです。ところが今の状況の中で、やはり光熱費等の高騰、その他のそういうことの中では、全部の外的な要因と、それとやはり中のLEDとかそういうような照明機器のいろんな工夫によって、今後そういうような費用が収まるような、少しでも少なく収まるような工夫というのも、これは必要かなと思ってます。それからもう一つは、

使えば使うほど赤字になってしまうのは、これは仕方がないことなんですけれども。これが他の今の現状の中では、他の市町からの有料で使用された場合、使用希望がされた場合、町内で使われてる方々が遠慮して、使われる方々を遠慮してもらうというような事例もあるということを知りましたので、ちょっとそういうようなことを考えますと、多少値上げということも致し方がないのではないかと判断しました。

8 番 田 代 副委員長、御回答ありがとうございます。答えになってません。私はお伺いしたいのが、入場料を取る方、そういった方の実績。今までこれだけの人がいられた。だから値上げをすると赤字解消になるんだという、そういう報告をされてるわけですよ。ですから、その分析をされたのかと。じゃあ幾らこのくらい赤字解消に努められると。でも私は大した額ではないと。それについてお答えくださいというふうにお尋ねしてるんですよ。明確な回答、お願いします。

議 長 いかがですか。

10 番 南 雲 使用実績については平成30年度から令和4年度までの実績をお示しいただき、2年度、3年度はコロナの影響でちょっと影響がございましたけれども、もう本当に寄小学校のアリーナの令和4年度の20回とか、松田中学校の2階のアリーナが10回、令和4年度が結構あったという形で…。

8 番 田 代 そんなこと聞いてませんよ。もう少ししっかり回答してください。

議 長 手を挙げて発言をしてください。

10 番 南 雲 実績を伺われたんですよ。実績の検討があったか。

8 番 田 代 議事進行について議長をお願いします。私の質問に対してしっかり回答しないから、私は今、挙手しないで伺いました。繰り返します。私はそういう30年度から4年度の利用実績。これ、町内が大半だと思うんですよ、スポーツ団体。私は町外の団体、お金を取る団体の実績がどうだったか。その辺、議長、しっかり進行してください。途中で答えが違ってますから。よろしく申し上げます。

10 番 南 雲 町外に関してのそのお示しはございませんでした。以上です。

8 番 田 代 ここがね、論点なんです。委員会の皆さんね、ここで言ってるのが料金は

妥当なものだったと。当然町外も含めてですよ。最後に赤字幅を縮める手段として、今回の料金改定は有効と判断しました。具体の入る数字をしっかりとつかまないと、この回答というのはいかがなものですか。それをお尋ねしてるんです。

議 長 いかがですか。

10番 南 雲 近隣の町ということで、山北町と開成町を参考にさせていただいたということで、本会議場でも御説明があったと思いますけれども、それに対していろんな収支に関してっていう…ごめんなさい、間違えました。失礼しました。それに対していろいろ議論しまして、じゃあ電気料は幾らぐらいかかっているんだということで、電気料として出せるのが松田中学校だけでしたので、松田中学校の電気料のことを例に出させていただきますと、赤字が出る部分を賄うために、比較して新しい料金表の屋内運動場…失礼しました、ちょっと難しい。そうですね、とにかく賄うために中学校の電気料を計算として提出していただきました。以上です。

8番 田 代 総務文教委員の方に初めに申し上げます。南雲委員長いじめとか、そういうふうに判断してもらいたくないです。私は皆さんで作ったこの報告が納得いかないから、委員長以外にもどうぞ回答してくださいよと。今委員長が報告ありましたのが、一番初めに山北町と開成町と比較して妥当だった。それは上段の一文で分かるんですよ。審査の結果、近隣町との利用料金を比較して妥当なものだと判断した。それは分かります。その次に赤字という言葉を使ってる。構造的な赤字の解消に努められたい。この言葉に私は納得できないんですよ。今、利用料金聞きましたって言われましたけど、冒頭私が質問したように、委員の皆さん、いいですか。利用料金は学校施設だから大半が学校にかかっているんですよ。学校の授業、学校活動で使うものにかかっているんですよ。この利用料金を取る人は学校以外に外から来た人が使っている状況なんですよ。その料金を調べて妥当だというふうに読めちゃうんですよ、下の行で。この構造的な赤字の解消に努められたい。これが私は納得できないって再三お話ししてます。委員長じゃなくてほかの委員の方でいいですよ。答えてください。

議 長 ほかの方、いかがですか。

2 番 武 尾 今の田代議員の御質問の構造的な赤字というのは、私どもの認識では、要は町民の方のサービスは変わらない。町外の方からお金を頂く場合の金額を上げるということ。もちろん町外の方の利用者数の数等のデータは出していただきました。ごく少ない数であったと思います。で、いわゆる私の認識の中でこの構造的な赤字の解消というのは、現在の料金では要は今使っていただくと、有料の方に使っていただくと赤字になってるんですね。今回値上げをしてもまだ赤字なんです、使っていただいいていくと。なので、最後に構造的なこの赤字を行く行くは解消していくようなものにしていきたいというものを、一文を入れました。多分ですね、本当にお貸しして採算を取るためには、今の値上げでも足りてないというところで、この一文を入れたと認識しております。以上です。

8 番 田 代 御回答ありがとうございます。有料の方の人数は少なかったと。では、お幾らぐらい取られてたんでしょうか。その辺について議論されたでしょうか。幾ら取っててこう上がった場合に、電気料とそういった維持費が赤字分が縮まるよと。でも、もっと取らないととても無理だと、そういうような回答だった、お話だったと思うんですけども。人数が少ない、じゃあ有料の方はどのくらいの方がいられて幾ら上がってる。それに対して電気料だとか維持費がどうなのかと。その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 いかがですか。

11 番 飯 田 ただいまの質問にお答えします。令和5年度の今途中だということなんです、試算ですが、歳入可能額、使用料金の収入予定額がですね、389万8,400円なんです。それで確かに田代議員が言われるように、使用者はね、町内がほとんどで町外の方は少ないんじゃないかというふうなことを言われましたが、確かにそのとおりなんです。大体町内の団体が使用率が90%、町外は10%なんです。そうしますと、今の想定稼働率というのが町のほうから示されて、30%ぐらいに落ちるんじゃないかと、町外のほうがですね。そうしますと町内・町外合わせて116万9,520円の令和5年度収入が見込まれるところを、そ

のうちの1割が町外なんで、11万6,952円が町外の方からの徴収が見込まれるということなんです。それに対してですね、電気料。電気料は幾らかかっているかといいますと、かかるか、最後切っていないので分からないんですけど、一応想定としてはですね、108万6,400円なんです。そうすると、この差が町の持ち出し分ということになるんですよ。そうすると、この利用者がどんどん増えれば増えるほど、使われれば使われるほど、電気料がどんどんどんどん使われますのでね、その分が赤字が増えていくというふうな形になります。その辺が構造的な赤字というふうな表現になってると思います。以上です。

- 議 長 ちょっと待って、今1番が先に手を挙げたので、いいですか。
- 1 番 北 村 飯田議員、多分説明頂いたの、その次の号の文化センターの話。（「じゃなくて。」の声あり）大丈夫ですか。あ、ごめんなさい。ちょっと私も間違えてしまって申し訳ございませんでした。町外の利用者…私もじゃあ続けてですね、田代議員の御質問に回答させていただきたいと思います。町有施設の部分については、平成30年度から令和4年度まで資料を頂いて、令和4年度ではですね、107件で22万7,883円の歳入状況となっております。その中でですね、じゃあ電力料、ランニングコストとしてどのぐらいかかっているんだっていうような調査をしましたところ、しっかりですね、メーターが判断できるのが松田中学校の体育館しかないよというようなお話もございまして、じゃあそちらについてちょっと比較検討をさせていただきました。電気料金として松田中学校の屋内運動場ですとですね、年間で388万円使っていて、大体そのうちの電力料というような概算でありますと、そのうちの40%、大体年間で108万6,400円が使われていたというような試算にいたしました。108万6,400円を時間当たりの利用、何時間使ったのというようなところで概算したところ、1時間当たり2,500円の電力料が生じているというような形になりました。利用料金をですね、そのじゃあ2,500円に合わせて高くすると、近隣市町に比べてですね、かなり高くなってしまおうと。そういったことではなかなか不具合が出ることもございますので、近隣市町に合わせた今回の提案を受け入れました。

ただですね、ここで1つ大事なものは、やはり教育施設ということで、町内の

方々にですね、不具合があってはならないと。そういったところで教育課のほうにもですね、町内の方々の利用料についてはどのようにする御予定ですかというのを伺ったところ、減免のですね、規定を修正してですね、町内の方の負担等々は上がらないというような形で確認を頂きました。構造的な赤字というのはですね、町外の方とかですね、利用料を使ってる方が使えば使うほど、電力料金分だけ町の負担になってしまう。言ってみるとほとんどが、利用料金払ってる方が町外の方と捉えるとですね、松田町の今の財政状況等々を鑑みて、町外の方が利用されてですね、それで松田町から得た税金をそこに充てていいのかというようなところの解消に向けて、今後とも検討していただきたいというような趣旨を込めてですね、このような文章の一文にさせていただきました。以上でございます。

8 番 田 代 北村議員、丁寧な説明ありがとうございました。具体的に松田中学校の例、すごい理解できました。1時間当たり2,500円が電気料だと。その前の方の質問で、11万の収入に対して108万というのはちょっと理解できなかったですけど。これはもう北村議員のあれで納得することに、納得いたしました。

最後の北村議員がお話しになったね、町外の方の利用料。まだ結構これでも足りないということで赤字だというふうに表現したんだよと。私は初めからそれがポイントですから、そういった質問をさせていただいて、今明確に回答を頂いた中でお話ししたいんですけども。教育施設、町内優遇、赤字分、外の方の赤字分は値上げして取ればいいというお話なんですけれども、教育施設なんですよね。それでスポーツ施設。要は広域行政で我々も隣の町の体育館を使う。いろんなことでね、周りの体育館も…ごめんなさい、体育館ではなくてこういった施設を使う。小学校、中学校の体育館を使う。そういう意味もありますから、私はこの赤字という表現、これはどうだったのかなというふうに感じます。今のお話で、そういった意味だということは理解させていただきました。長い間質問繰り返して申し訳ございませんでした。終わります。

9 番 井 上 何点かですね。まず委員会報告書の中で、近隣町との使用料金を比較してということで、もう少しですね、具体的に、先ほどはそれで教育課からの説明で

理解をしまったということがありますけれども、もう少し具体的にですね、どうなのかと。この一部改正条例は4時間以内っていうのを1時間単位とするということで、4倍の値上げ幅ということです。

2点目といたしましては、今、町内・町外というふうに出てるんですけども。これは松田町有施設の条例の施行規則の中でですね、減免等の規定というのが規則の中であるようです。その中でですね、町が主催する、国等が主催すると。第3号として松田町のスポーツ登録団体が使用するときまでがですね、認められる減免ということで定めるということになってますけれども。スポーツ登録団体以外の場合というのは、これは減免ではないので、町内・町外というちょっとその今の前者の質問の中での説明の中では、その辺はどういうふうを確認をされたのかということについてお伺いをいたします。

議 長 今のお答えに関しては、どなたか。

10番 南 雲 比較がやはり大井町の場合、体育施設があるということで、開成町、山北町ということで比較させていただいた中に、開成町とか山北町はこれ、電気料も加味される前にもう決まっていた使用料ということで、それで1,000円と1,250円ということで、ちょっと。開成町が1,000円で、山北が。（「何がですか。体育館。」の声あり）1時間当たり、体育館。はい。小学校の体育館。（「1時間ですね。」の声あり）はい。それで山北町は1,250円ということで、（「1,250円、1時間。」の声あり）はい。（「大井は。」の声あり）大井は比較されてないんですけど、ちょっとごめんなさい。小さくて見えない。ごめんなさい。これは、体育館があるので、非常に安い設定となっています。学校の体育館、1時間300円って非常に安い金額になっています。

そういった中で、妥当な比較として山北町と開成町ということで、この金額設定にしていくということで、先ほども言ったように、町外の方からの使用を増やすということで…ごめんなさい。町外の方に使っていただくときの金額として、このように設定されていますので、その設定額というのは電気料を加味して妥当ではないかというふうに考えます。

それから、（「もう一つ。」の声あり）もう一つ。ごめんなさい。減免の対

象。すみません、減免ゼロということで承知しているんですけど、よろしかったかしら。

議 長 質問は…。

10番 南 雲 減免ゼロじゃない、ごめんなさい。減免ゼロじゃなくて、町内の方ですよ、減免ね。利用団体とか。そうですね。

議 長 じゃないほうじゃないの。

10番 南 雲 ごめんなさい、減免ゼロじゃない。間違えました。

議 長 すみません。もう一度9番の、2番目の質問をもう一度お願いします。減免対象のことですね。

9番 井 上 減免対象で、前者のですね、質疑に対しての回答は、町内・町外という言葉でしたけれども、この町有施設の条例施行規則で定まっていますよね。減免の、使用料の減免、第8条。その中には町内の方というのは明記されていないんですよ。松田町のスポーツ登録団体が利用するときという部分の定義しかありませんので、その辺のしっかりとね、町の一般の方が登録団体、スポーツ登録団体にはやはり人数とかそういった範囲が規定されている。1人だと駄目だとかね、いった形だと思いますので、その辺をちゃんと区別してね、町内…松田町民の方が利用する場合の想定というのをしっかりされているのかどうかということが2点目です。

議 長 今の質問に対してお答えいかがでしょうか。

10番 南 雲 町内の登録団体10名以上ということで、利用料はゼロでということです。よろしいですか。

議 長 答えになってない。今のは登録団体の減免ですね。それ以外のことを9番議員が議論したのかという質問です。

10番 南 雲 本当に10%という低い利用率なので、その辺は審議はされませんでした。以上です。

9番 井 上 2点目ののは、特にそこについては確認をされなかったというふうに理解をいたします。

まず1点目のほうですね、大井町300円、開成1,000円、1,250円というふう

になっています。大井町はほかに体育館があるからということですが、その辺は松田も同じ状況ではないかなというふうに思いますので、その辺の比較ということのですね、しっかりと比較をされたのか。現状がですね、大分あれですよ、4時間で例えば松田小学校の屋内運動場は、今までは4時間で1,000円、1時間250円ですよ。それが1時間で1,000円になったということですので、その辺は大井町と同じようなテーブルで比較をすべきだというふうには思いますが、その辺はいかがでしょうか。

2 番 武 尾 大井町等々ですね、今、利用されている近隣の情報は頂きました。ざっくりと申し上げますけども、南足柄で言うと、体育館だけで言いますと、体育館、南足柄、3分の1、2分の1、全面という3種類あるんですが、例えば町体のレベルで言うと、多分半面利用と同じ金額ではないかというふうに我々は考えました。半面で考えますと、南足柄体育館は1,320円、大井町の体育館で言うと…学校体育館。学校の体育館ですと、それこそ貸出をしないような町もあります。要はですね、やはり学校施設なので、貸さないところもあり、貸すならばこのくらいという金額設定をされているところと言いますと、山北町は4時間で5,500円ですので、1,100円、これが一番近い数字ですね。山北町は1,100円ですね、1時間に直すと。（「1,250円。」の声あり）間違ってますか。1,250円ですか。すみません。取り下げます、すみません。失礼しました。

議 長 ほかに回答は。

3 番 吉 田 学校施設については、それぞれの学校の今の老朽化状態、この辺のところをちょっと鑑みました。それについては、つきましては、松田においてはほかの学校施設と比べまして、かなり新しいし、施設等も整っているところを考えて、このくらいの差がついても仕方がないのかなというような判断をしたところです。

議 長 ほかに。9番、よろしいですか。（「結構です。」の声あり）

ほかに質疑ございますか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、この辺りで質疑を打ち切りたいと思いますが、御

異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入らせていただきます。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第5「議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)」を議題とします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月7日、8日に委員6名中6名全員出席のもとに、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、慢性的な赤字を抱える松田町生涯学習センターに関し、様々な試算による料金改定への影響を鑑みても、赤字幅を縮める手段として今回の料

金改定は有効と判断しました。

私のほかにも委員がおりますので、補足説明を発言することをお許してください。以上。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

9 番 井 上 委員会報告のですね、報告書の内容について1点お伺いをしたいと思います。後段の様々な試算によるということ、これはどういった試算をされたのか。様々な試算ということと、料金改定への影響を鑑みるというのが、ちょっとよく理解できませんので、そこについての説明をお願いいたします。

議 長 回答をお願いいたします。

10番 南 雲 算定資料として、執行者側から出されたものが、令和4年度の実績を基に、料金改定をした場合に稼働率が達成できない場合の場合と、今回の料金改定をして稼働率ができた場合…できなかった場合、それから稼働率が達成できず、閉館時間を短縮した場合ということで、比べさせていただきました。それから、料金改定の影響を鑑みてもということは、料金改定した場合の影響で赤字幅を縮める手段として有効と判断したという意味でございます。以上です。

9 番 井 上 ちょっとなかなかよくその部分はですね、分かりません。この報告書全体の中でですね、町のほうのこの条例提案についてもそうなんですけども、例えばですね、この生涯学習センターのような建物、近隣市町にも南足柄、小田原等があります。本会議でのですね、質疑においても、私、質問をさせていただきましたが、それらとのですね、この料金改定後の金額、例えば大ホール、一例で大ホールですね、使用料等の比較について検討をされたのかどうかをお伺いをいたします。

10番 南 雲 近隣の比較というのは、本会議でも執行者側のほうから説明がございまして、やはり大ホールの使用をするたびに赤字がかさんでしまうということで、近隣との比較というのは、その前提にこの比較をした…せずに、考え方として、この使えば使うほど赤字になるということが前提に考えたいということで、比較はしないということの定例会での執行者側のお示しでしたので、そこは考慮に

入れてません。以上です。

9 番 井 上 よく分からない回答ですが、じゃあそのもとにですね、委員会の中でですね、議論されたのかどうか。慢性的な赤字を抱えるというふうに審査の結果のところですね、慢性的な赤字を抱えると言いますが、こういった施設をですね、建てて赤字というのがよく分からないですよ。当然ですね、維持管理費は発生をします。けども、それは町民のため、福祉の向上、文化の向上、町民の様々な利便性といいますか、そういったもののために建てる施設で、赤字じゃないんですかと。そこをですね、議論されたのかをお伺いをいたします。

10 番 南 雲 もちろん、町民のための文化施設で、町民のために文化向上のためには赤字というのは出ても致し方ないというふうな考え方もございますけれども、現状で令和4年度の実績として、2,685万3,465円の赤字が出ております。2,685万3,463円。この赤字が永遠に、年によって多少のあれはございます、差はございますけれども、永遠に続くということで、やはりここは見直していかななくては、町民サービスの低下につながるということで、考えを前提に考えさせていただきました。

9 番 井 上 結構です。

議 長 ほかに。

8 番 田 代 1点お伺いいたします。生涯学習センターには数年前、条例改正で新たにスタートしたんですけども、古い時代は町民文化センターと呼んでました。それで、この施設は大きく分けると文化センターの部分、大ホールを主体とした施設、練習室はちょっと別格かもしれないですけども、大ホールを使ったときに、それに付随する施設が大半だと思います。一方で、公民館部門です。展示ホール、学習室、大会議室、会議室、調理実習室、和室、これは町内の文化団体、または近隣の文化団体が使うとき、または会議で使うとき、そういう面でね、公民館的な料金の設定なんです。今回見ますと、2種類の違いがある施設が同じような形で料金を上げていると。町内の団体も減免規定で、登録文化団体ということになっているから、外の団体に影響するかもしれませんが、目的は町内の方でも同じだと思うんですよ。

そういった中で、私が特にお伺いしたいのは公民館、展示ホール、学習室、大会議室、調理実習室、和室、これを文化センターのどちらかという大ホールで営業主体のような感じの施設と同じような値上げの感じだと思うんですね。この辺は区分されてこういう形になったのか、どういうふうな議論をされたのか、その辺についてよろしくをお願いします。

議 長 御回答は。

3 番 吉 田 先ほど、まず他の市町のホールとの比較はしたのかというところについては、実際には執行者側のほうから資料提出頂きまして、小田原とか伊勢原とか秦野とか、そういうところからの資料を頂きまして、比較はいたしました。

それから、今お話しの点ですけれども、慢性的な赤字というのは、当然公共施設ですので、それは承知の上ではありますけれども、このまま大きく進んでいってしまうと、それこそ維持していくのがだんだん難しくなってくるので、多少なりともという考え方で行って、検討していきました。ただ、大きく赤字を何とか幅を狭めていくためには、今お話があったように、特に営業関係のところから料金が取ればいだけどもというような、いろいろな議論もあったんですけども、それはまた改めてちょっと検討を進めていこうというようなことが中では話し合われました。そういうことで、今回のところも、このくらいのところでは減免のことも考えまして、それぞれこのくらいのそれぞれ負担だったら御了解頂けるのではないかというふうに委員会の中では判断した金額でございます。

8 番 田 代 この条例については、前の町有施設、義務教育施設と似たような書き方なんですけれども、片方のは、今回のほうのが縮める手段としてということで、少し緩いからいいのかなとは感じます。ただ1点、私は特に感じるものが、この旧町民文化センター、昭和56年、鳴り物入りでオープンしました。そのときに維持費、確保するために、松田山山頂開発というのをやっております、チェックメイトゴルフ場がオープンしました。その娯楽施設利用税、それと…ごめんなさい。娯楽施設利用税、ゴルフ利用税。それと、町有地がありますので、借地料が入ってきます。当時はね、1億弱ぐらい、そこまでいかなかったかも

しませんが、かなりの収入がありました。それを文化を発展させるために、文化センターにかけるんだということで、当時の町長の公約で実現しました。それが時代が変わって、ゴルフ場利用税が減少していく。老朽化は加わってくる。財政状況も厳しいということで、執行者側ね、これは何とかしなければいけないということでの提案だったと思うんですけど、私は議員サイドの人間としては、強く言いたいのが、先ほどの町有施設は義務教育施設、今回は文化施設なんですよ。ほかの市町村でも、文化センター、生涯学習センター、そういったものを設置しているところはかなりあります。そういった団体は、やはり当然赤字は出てます。その中で、許容の範囲で徴収されてると思います。ですから、あまりあまり赤字赤字というと、ちょっと議員としてね、審査する側として、いかなものかなという考えを持って質問をさせていただきました。これは私の考えです。以上で終わります。

議 長 回答はよろしいですか。

8 番 田 代 できれば、じゃあしてください。委員さん誰でも結構です。

議 長 回答はいかがでしょう。

1 番 北 村 田代議員、ありがとうございます。町のサービスですので、町民サービスというのは、やはりお金を使ってサービスするというのが大前提でございますので、確かに赤字、単一の施設で考えると赤字という表現は間違っていないと思いますけど、サービスというようなところについてはですね、あまり不適切じゃないのかなというのは勉強させていただきました。ありがとうございます。ただですね、じゃあ、この松田町の財政で、なかなか厳しい財政の中、どこにどうサービスしていこうかというようなところを考える上ではですね、やはりじゃあ、いくらでも文化センターを赤で…赤という言い方もあれですかね、いくらでも文化センターにお金かけていいんだよというわけには、やっぱりいかに、どこかで出血を止めることによってですね、新しい町民サービスが増え、そして時代に合わせたですね、住民サービスできると考えておりますので、そういったところの金銭的なところもですね、財政的なところも考えて、一文を加えさせていただきました。

ただ、田代議員おっしゃったとおりですね、行政の基本は、お金を使ってサービスを行ということは重々承知しておりますので、企業的な考えでの赤字というような考えではなくてですね、そういったところを大切に、今後検討していきたいと思います。御指導ありがとうございました。以上です。

議 長 よろしいですか。

8 番 田 代 結構です。ありがとうございます。

議 長 質疑はほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に移らせていただいてよろしいでしょうか。

討論なしとのお声です。(「あります。」の声あり)あります、ごめんなさい。こちらもまた原案反対の立場からになりますが、よろしいですか。

9 番 井 上 私は議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、松田町生涯学習センターのホール、練習室等の基本使用料について、利用者に受益者負担をとという趣旨で使用料を増額する一部改正です。委員会報告書の中では、慢性的な赤字を抱えるためとありますが、旧町民文化センターが開館をされたとき、これだけの規模の施設を町がどう維持管理していくのかという課題に対し町当局は、同時期に開設するチェックメイトカントリークラブからのゴルフ場利用税、また同クラブから町が町有地や二ヶ町組合からの土地貸付収入、そういったものを財源として、この旧町民文化センターの維持管理を賄えるということで発足をした次第でございます。

令和4年度決算の生涯学習センター管理費の決算額は約4,360万円、先ほど委員長報告の中では、赤字は2,685万3,000円だという説明がございました。ゴルフ場利用税とチェックメイトからの土地貸付収入とを合わせた4年度の収入決算額は、およそでございますが、9,000万円です。大ざっぱな数字ですが、旧町民文化センターの維持管理費の財源とするという開設当初の目的には十分な額で足りていると理解をしております。

そして、生涯学習センターのような施設は、これだけの面積や設備を備える建物を建設するには、民間の力でもなかなかできないところでございます。町民や近隣の市民、町民に生活の豊かさをもたらすため、文化の向上のために自治体がつくり上げている施設であり、利用者の負担は使用に伴う実費等の負担程度に抑えるべきであります。まして、今回の生涯学習センター条例の一部改正条例では、いきなり2倍以上の使用料の増額という改正条例です。

松田町生涯学習センター大ホール使用料は、令和3年度に開館をしました小田原市の三の丸ホールの大ホール使用料等を比較すると、それよりも、また平成4年に開館した南足柄市文化会館大ホール、それよりも高い使用料となってしまいます。今回のような使用料が増額されれば、さらに現在年間6回程度とされる大ホールの外部利用、今後はますます減少していくのではないのでしょうか。以上の観点から、松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例における使用料増額補正には強く反対します。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。御賛同のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 それでは、次に原案に賛成の方の立場で討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしとのお声ですが、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月7日、8日に委員6名中6名全員出席のもとに、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、質疑を行い、慎重に審査しました。審査の結果、近隣町と比較し、妥当な使用料等であると判断しました。

なお、松田町体育館の有効活用のため、稼働率向上が見込めるような円滑な適正運営を図ることを要望する。

私のほかにも委員がおりますので、補足説明を発言することをお許してください。以上でございます。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
8 番 田 代 質問させていただきます。この料金改定について、利用実績ですね、先ほどの町有施設と同じ考えです。登録団体、または町等公共団体は減免で、100%減免でお支払いする必要ないと思います。その団体の数と、あとは町外になると思うんですけども、登録してない団体、町外の団体の数と使用料、利用料ですか。その関係について教えてください。

議 長 御回答は。
8 番 田 代 すみません、恐縮です。その場合、条例改正で2段書きになっています。第10条関係で、1つ目が営利を目的としない使用。その下が営利を目的とする使用。私の質問は、上の営利を目的としない使用という、これでお答え頂ければありがたいです。

議 長 回答はいかがですか。

10番 南 雲 営利を目的としない団体、6団体ということで。金額ですか。令和4年度の実績で31万8,925円です。

8番 田 代 令和4年実績で、6団体、31万円ということなんですけど、恐らく営利を目的としている団体も含まれないと、この数字にはならないと思います。そういうことで理解させていただきます。

私が一番お伝えしたいことは、ここもそうなんですけれども、妥当な利用料であると判断した。周りの比較してこうだと。そこまではいいと思うんですよ。ただ、その下のなお書きでね、松田町体育館の有効活用のため、稼働率向上を見込めるよう円滑な適正運営を図ることを要望すると。稼働率向上です。具体的に申し上げますと、町外の登録団体6団体の一つに私も入っています。平成4年、5年…3年からかな。3、4、5、町立体育館を利用させていただいてます。ほかと比べると、使用料が松田は4時間単位なので、ちょっと厳しいんで、時間単位にできないかという、そのスポーツ団体の代表者がお願いしたところ、そのときは反応ありませんでした。今回出てきたのが、いや、1,500円にしてくれるんだ、助かるなと思ったら、1時間で、1時間1,500円です。今までは2,000円以内でしたね。体育館の夜間のところを見ていただきたいんですけど、これまでは2,000円以内で設定してました。ところが、これが4時間ですね。1回の使用時間が4時間。ところが今回は、1,500円が4時間ではなくて1時間なんですよね。そうすると、これを比較しますと、1,500円の場合、4時間使うと6,000円なんですよ。改正前は4時間で2,000円なんですよ。3倍なんですよね。町立体育館って、結構老朽化していると思います。先ほどの吉田副委員長の話で、学校施設については松田は新しいから、若干高くても、料金は近いんだけど、高くてもいい。そういうのを考慮したということになっているんですけども、2,000円から6,000円になってしまうと、離れる人が多いと思います。私の登録している団体は、1回使うと1人500円徴収しています。それで、その道具にかかる、シャトル代なんですけども、それと体育館の料金をやって、いっぱいいっぱいです。多分これ、この料金になると離れていくと

思います。

もっと具体的な例を話すと、松田の今の現行料金でも結構運営が苦しいということで、最近では町に要望したけども時間割にしてくれなかったと。現行料金は続くということで、具体的には隣町の小学校2か所、それと町立体育館1か所、その3か所で毎月の経費が赤字にならないようにやり繰りしています。松田を続けて、今の料金で続けて行ってしまうと、運営できなくなる。そのような問題点をこの料金改定の町外の団体、スポーツ登録団体でない健全なスポーツをしている団体に及ぼすのではと私は考えます。その件に関して、いかがでしょうか。委員長以外に、ほかの方でも結構です。よろしくお願いします。

議長 御回答はいかがですか。

(「議事進行」の声あり)

回答ございませんか。

8 番 田 代 ですから、私はそういう面で、この料金改定の町外の健全なスポーツ団体、その方に対する影響が出てくるのではないかとこののを危惧しています。基本的には、文化センターまたは町有施設、義務教育施設ですね。今回大幅に料金改定してますけれども、執行者側からすれば電気料は上がる、大変だから一部負担とありますけれども、それが町外…町内の方はほとんどが登録団体とかそういう方ですから、まるめになっていると思うんですよ。町外の方がもうターゲットのように絞られちゃっているんですよね。そういう中からすると、文化センター1つ、また違いますけれども、義務教育施設と町体育館施設、これはやはり町民またはこの地域の、広域で見てこの地域の人の健康づくりのために非常に役立っているわけですよ。我々も外の施設をそういう形で利用することもあるので、どうなのかなというふうに感じます。大きな疑問を感じます。この件に関して、委員の皆さん、いかがでしょうか。

議長 御回答は。

(「議事進行」の声あり)

8 番 田 代 ということ、御意見伺えなかったもので、田代の質問終わりにします。

9 番 井 上 3点ほどお伺いをいたします。

まず、委員会の報告、委員会審議の中ですね、この体育館の利用料、体育館の中でやるんで、昼も夜もだと思っんですけども、基本的には電気料がですね、経費の一番主なものではないかというふうに思います。そうした中で、じゃあ1時間当たりの電気料が幾らなので、それぞれ幾らなのかということ議論をされたのかどうかをお伺いをいたします。

2点目は、委員会報告書の一番下にですね、松田町体育館の有効活用のため、稼働率が見込めるよう円滑な適正運営を図ると。これがちょっと意味がよく分からないので。これはあれですかね、営利を目的とする使用等を図るとのことなんでしょうか。その、この委員会報告書ですね、ちょっと趣旨を説明を頂きたいと思います。

3点目、この一部改正条例自体ですね、全て1,000円以内という文字があります。「以内」という文字を、例えば一番最初の営利を目的にしない施設の改正予定は、松田町体育館1,000円以内というふうにあります。これはですね、適切な条例の中で、1,000円以内だから10円でもいいわけですよね。そういう裁量権をですね、この条例の中で適切かどうかということで議論をされたのか。その3点をお伺いをいたします。

議 長 御回答はいかがですか。

10番 南 雲 1時間当たりということではなく、電気料ですけども、30年度から令和4年度の電気料、水道光熱費として提出していただいています。それから…（「幾らですか。」の声あり）平成30年が110万4,404円、令和元年が112万4,027円、よろしいですか。はい。

それから、稼働率向上が見込めるような円滑な適正運営ということですけども、これはやっぱり適正運営ということで、町外の方の活用を主に考えてます。

それからもう一つ、「以内」という言葉に対しては、検討しませんでした。以上です。

9番 井 上 回答といたしますかですね、よく分からないんですけども。基本的にこの電気料1時間幾らかかるかというね、論議をしないと、このじゃあ改正のですね、

金額、これは4時間を1時間にしたんですけれども、1,000円以内というのが妥当なのかどうなのか。近隣と比較をしたというのもありますけれども、電気料というのはい、その施設の規模によってどれだけの受電能力を有するかによって、当然変わってくる部分だというふうに思いますので、この回答には私、大変残念でございます。

有効活用のためということで、何で町外だけやるのかよく分かりませんが、町外に対しての団体に対しての運営のための稼働率を上げるということでは理解をいたしました。

3点目、「以内」という言葉を議論されなかった。先ほど言ったように、例えばこれはすごい幅が広いね、捉え方になるではないですか。やはり条例です、議会として議決する以上、こんな幅のある言い方を一部改正条例の文言に入れるということは、適当ではないと考へます。これも議論がありませんでしたので、それ以上はお伺いをしません。以上で終わります。

議 長 ほかには質疑ございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切って討論に入ります。討論はございますか。

(「省略」の声あり)

討論なしとのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第56号松田町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩いたします。休憩中に昼食をとっていただき、午後1時30分から再開します。(11時50分)

- 議 長 休憩を解いて再開いたします。 (13時30分)
- 日程第7「議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。
- 町 長 皆さん、こんにちは。定例会最終日、よろしく願いいたします。
- 議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について。
- 次のとおり、松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。
- 1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄自然休養村管理センター。所在地、松田町寄3415番地。
 - 2、指定管理者の氏名等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。
 - 3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。
- 令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 観 光 経 済 課 長 それでは説明させていただきます。松田町寄自然休養村管理センターは、寄自然休養村事業を総合的に推進し、観光農業の促進を図るとともに、健全な休養と研修の場所を提供するために設置されております。
- それでは、まず指定管理者の選定の経過について御説明をいたします。資料はございません。あらかじめ今年度の夏に事前協議として、現在の指定管理者有限会社みやまの里と営業状況等の確認を行いました。営業状況等の確認を行ったのは、前回コロナ禍などで経営が困難になっていたため、指定の期間を令和5年度の1年間としていたものでございましたが、状況確認をした中で、コロナ禍前に戻ってきたとのことで、指定期間を令和6年度から5年間とすることが可能であるというものでございました。その後、令和5年第3回松田町議会定例会で債務負担行為補正として令和6年度から令和10年度までの5年間の期間とする松田町寄自然休養村管理センター等指定管理料を提案し、8月22日

にお認めいただきました。

その結果を踏まえ、10月に町内部において松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項、募集によらない指定管理の候補の選定によります方法で実施することを決定いたしました。募集によらない指定管理の候補として選定した有限会社みやまの里においては、寄自然休養村管理センター、みやま運動広場及び寄テニスコートの維持管理並びに運営等を、その事業目的として町と住民の出資のもと設置された第三セクターでございます。

また、先ほど説明させていただきました寄自然休養村管理センターの設置目的を達成するため、施設設置当初から事業に取り組んでおられます。

このことから、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が期待できるため、条例第5条に該当し、有限会社みやまの里を募集によらない指定管理者の候補者としたものでございました。

また、みやまの里さんも、地域振興は地域の力で担う必要性、つまりみやまの里においても実施すべきという考えでございました。その後、有限会社みやまの里と正式な協議を行った後、管理者選定要綱により候補者の選定について申込みがあり、11月に指定管理者選定委員会を開催し、選定されたものでございました。

以上、指定管理者の選定の経過でございました。

次に、資料を1枚おめくりいただき、右上の参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込みとなります。記載内容は、提案説明と同様でありますため、資料をおめくりいただきまして、この申込書により抜粋した内容にて御説明を申し上げます。

計画書でございます。まず1ページ目の有限会社みやまの里は、平成8年4月1日に設立され、資本金は500万円であり、地方自治法に定めるとおり、町が2分の1以上出資している法人として、毎年度経営状況を議会に報告しているところでございます。事業内容は(1)から(9)のとおり、同施設の維持管理はもとより、自然休養村事業に資する観光案内や飲食店の経営等となっております。

なお、昨年度までの事業内容から1号加えております。加えた事業内容は、第8号で、スポーツツーリズムの推進に関する業務でございます。この業務によりまして、利用者を増やす取組として周知を強化していくこと、そしてグラウンド、テニスコートほかの施設の相互利用を促進していきたいと考えております。

次に、下の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、①施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施することにより、都市と農村の交流を促進しながら、農業振興を図ることを目的とし、施設利用者へのサービス向上と経費の節減を図ることとしております。

②指定期間は、先ほどの経過説明のとおり、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

資料をおめくりいただき、2ページ、3ページを御覧ください。2ページにおいては経営方針及び運営方法、施設の維持管理などの基本的な考えを、3ページにおいては法令遵守や環境配慮等の考え方が示されております。

資料をおめくりいただきまして、右のページ、5ページを御覧ください。本件は、管理センターのみの収支計画の令和6年度から令和10年度の5年間となっております。

まず収入についてですが、コロナ禍前の令和元年度実績をベースに計上しております。利用料収入とその他収入は、令和7年度から令和10年度まで、毎年5%の増収を見込んでおります。そのうち、利用料収入につきましては、グラウンドの利用者増を図り、それに伴う宿泊者を見込んでいるものになります。こうして指定管理者として民間活力によって努力をしていただきまして、収益が安定する方向に行くように進める計画となっております。毎年、年間で2団体増を目安に考えております。

なお、収入の内訳を説明いたしますと、営業収入とは、宿泊料や研修室等の使用料でございます。その他収入とは、食堂施設利用料金、月3万6,000円×12か月といったものや、バーベキューの利用料、売店販売手数料となります。

営業外収益は、町の指定管理委託料となります。

次に、支出については、施設管理に要する人件費と水道光熱費等が主なものとなっております。支出科目の水道光熱費は毎年5%増とし、宿泊事業費についても、布団レンタル5%増を見込んだ計画となっております。人件費につきましては、同社はほかにみやま運動広場など指定管理も担われているため、収入の比率から案分した額を表に計上しています。計画書の内容は以上のとおりになります。

次に、資料をおめくりください。右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となります。

次に、資料をおめくりいただきまして、参考資料3、御覧ください。こちらにつきましては、同委員会における選定結果書となります。

候補者の選定に当たっては、3に記載のとおり、附帯意見を3点頂戴しております。1点目は、改めて5年間の指定管理期間を設定する中で、収支計画で示された増収を達成し、着実な経営に努められたい。2点目は、新たな試みとして、スポーツツーリズムとの連携、寄地域内の他施設との連携を積極的に行い、顧客満足度の向上及び収入増加に資する取組を実施されたい。3点目は、地域の核となる施設として、地産食材の販売、提供など、町の取り組む事業、地域との連携を実施されたい。でございました。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第57号松田町寄自然休養村管理センターの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第58号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第58号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について。

次のとおり松田町寄みやま運動広場の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄みやま運動広場。所在地、松田町寄3111番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは説明させていただきます。松田町寄みやま運動広場は、町民の健康増進を図るとともに、観光等で都市から訪れる人々と地域住民との交流を深め、町の発展を図るために設置されております。

指定管理者の選定の経過についてですが、議案第57号で説明させていただきました内容と同様でございます。

次に、資料を1枚おめくりください。右上、参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込書となります。記載内容は、提案説明と同様でありますため、資料をおめくりいただきまして、この申込書により抜粋した内容について御説明を申し上げます。

まず、1ページ目の指定管理施設運営事業計画です。誠に恐縮ですが、先ほ

どの議案第57号と同様の内容については省略して説明を進めさせていただきます。事業内容は記載のとおり、同施設の維持管理及び利用の許可、利用料金の収受に関わる業務となります。

なお、昨年度までの事業内容から1号加えております。加えた事業内容は、第3号で、スポーツツーリズムの推進に関する業務で、より利用者を増やす取組として、周知を強化していくことと、そして寄テニスコート、管理センターの宿泊利用ができるよう、相互利用を促進していきたいという考えでございます。

下の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、①②共に先ほどの説明の管理センターと同じ内容でございます。

みやま運動広場の指定管理期間につきましても、管理センターと同様に、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

資料をおめくりいただき、2ページ、3ページ目を御覧ください。こちらについても、議案第57号とほぼ同じ内容となりますため、後ほどお目通しのほどお願いいたします。

資料をおめくりいただき、4ページを御覧ください。本件は、みやま運動広場のみの収支計画書の令和6年度から令和10年度の5年間となっております。まず収入についてですが、令和6年度の収入については、昨年度令和4年度の実績をベースに計上しております。利用料収入は、令和7年度から令和10年度まで毎年5%の増収を見込んでおり、グラウンドの利用者増を図るものでございます。土曜日・日曜日の利用のPRを強化し、クラブチームや強豪校との利用や大会を見込んでいるものとなっております。毎年、年間で20回の利用増、定期利用していただける団体の確保を見込んだものとなっております。

なお、収入の内訳を説明いたしますと、営業収入とはグラウンドの使用料、営業外収入とは町の指定管理委託料となります。

次に、支出については、施設管理に要する人件費が主なものとなっております。人件費につきましては、同社はほかに管理センターなどの指定管理も担われているため、収入の比率から案分した額を表に計上しております。計画書の

内容は以上となります。

右側のページ、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となります。

次に、資料をおめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員会における選定結果となります。候補者の選定に当たって、3に記載のとおり、附帯意見を3点頂戴しております。3点の内容につきましては、先ほどの議案第57号と同様でございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第58号松田町寄みやま運動広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第59号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第59号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について。

次のとおり松田町寄テニスコートの指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町寄テニスコート。所在地、松田町寄4116番地。

2、指定管理者の名称等。名称、有限会社みやまの里。代表者、代表取締役大館一郎。所在地、松田町寄3415番地。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観 光 経 済 課 長 それでは説明させていただきます。松田町寄テニスコートは、町民の体育、スポーツの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するために設置されております。

指定管理者の選定の経過についてですが、議案第57、58号で説明させていただきました内容と同様でございます。

次に、資料を1枚おめくりいただき、右上の参考資料1を御覧ください。指定管理者の選定申込書となります。記載内容は、提案説明と同様でありますため、資料をおめくりいただきまして、この申込書により抜粋した内容について御説明申し上げます。

まず1ページ、指定管理者管理施設運営事業計画です。誠に恐縮ですが、先ほどの議案第57、58号と同様の内容については省略して説明を進めさせていただきます。事業内容は、記載のとおり、同施設の維持管理及び利用の許可、利用料金の収受に関わる業務となります。

なお、昨年度までの事業内容から1号加えております。加えた事業内容は、第4号で、スポーツツーリズムの推進に関する業務で、より利用者を増やす取組として、周知を強化していくこと、そしてグラウンド、管理センターの宿泊利用ができるよう、相互利用を促進していきたいと考えております。

下の枠にあります2、指定管理者としての基本姿勢につきましては、これまでの説明と同じ内容でございます。

寄テニスコートの指定期間につきましても、管理センター、みやま運動広場と同様に、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

資料をおめくりいただき、2ページ、3ページを御覧ください。こちらにつ

いても、議案第57、58号とほぼ同じ内容となりますため、後ほどお目通しのほどをお願いいたします。

資料をおめくりいただきまして、右側5ページを御覧ください。本件は、寄テニスコートのみの収支計画書の令和6年度から令和10年度の5年間となっております。まず収入についてですが、令和6年度の収入については、昨年度令和4年度実績をベースに計上しております。利用料収入は、令和7年度から令和10年度まで、毎年5%の増収を見込んでおり、テニスコートの利用者増を図るものでございます。毎年年間で20回の利用増、平日の利用や大学との連携などPRを強化し、隔週で定期利用していただける団体の確保を見込んだものとなっております。

次に、支出については、施設管理に要する人件費が主なものとなっております。支出科目の水道光熱費は、毎年5%増とし、修繕料については収益等の修繕収益を毎年充当して見込んだ計画書となっております。人件費につきましては、同社はほかに管理センターなどの指定管理も担われているため、収入の比率から案分した額を表に計上しております。計画書の内容は以上となります。

次に、おめくりいただきまして、参考資料2を御覧ください。こちらは町の指定管理者選定委員会への候補者選定依頼書となっております。

次に、資料をおめくりいただきまして、参考資料3につきましては、同委員会における選定結果書となります。候補者選定に当たっては、3に記載のとおり、附帯意見を3点頂戴しております。3点の内容につきましては、先ほどの議案第57、58号と同様でございます。

説明につきましては以上となります。御審議のほどをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第59号松田町寄テニスコートの指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10「議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について」、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について。

次のとおり松田町創生推進拠点施設の指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者を言う。以下同じ）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町創生推進拠点施設。所在地、松田町松田惣領321番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、NPO法人アシガラパートナーズ。代表者 理事長 ミヨシ・タク。所在地、松田町松田惣領地321番地1。

3、指定の期間。令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理の指定について御説明をさせていただきます。

初めに、本件につきましては、法第244条の2第3項の規定により指定管理者として指定するため、議会に提案するものでございます。

まず、本指定管理者制度のですね、対象施設の名称につきましては、松田町創生推進拠点施設でございます。所在地につきましては、松田町松田惣領321番地の1となります。

指定管理者の名称につきましては、NPO法人アシガラパートナーズ。代表

者は、理事長 ミヨシ・タク様。その所在地につきましては、施設と同じ、同様となります。

次に、指定管理者の指定期間でございます。令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となります。

この指定管理者制度の導入の本来の目的につきましては、公の施設の管理運営に民間の技術や経営能力等を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることにあります。そこで、本事業につきましては、松田町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、募集によらない指定管理者の候補者の選定とするもので、本施設の設置条例において、町長等は公の施設の性格、また規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業の効果が期待できると判断するときに、いわゆる募集、公募の規定にかかわらず、その団体等を指定管理者の候補者として選定することができると規定をされております。この本施設につきましては、地域住民による利用が主となっており、現指定管理者においてはこれまでの5年間、様々な民間の技術やノウハウにより進めてきた実績と、この現指定管理者が自走し、利用者ニーズに対応した質の高いサービスの提供を行っていただき、町からの指定管理委託料もなく、実質町への負担金は令和3年度から708万円の納付があり、町の新たな財源になっているというところでございます。

またですね、町民ニーズに対応するために、積極的に県の補助金を活用し、屋上スペース等の有効活用にも自主的に取り組んでいるところでございます。

そして、本施設ですね、管理運営につきましては、令和元年の4月から指定管理者制度をですね、導入し、同法人を指定しており、引き続き指定することが町にとっても設置目的に沿った取組が推進されるとともに、今後もですね、本町の人口減少抑制に向けて、当該施設を拠点とする事業展開が重要であり、これまで培ってきた施設の管理運営のノウハウや地域の活性化に資する事業などの企画提案が期待され、当該施設の一体的な管理運営等が可能と判断するためにですね、令和5年の10月20日付で募集によらない選定方針と町としてさせ

ていただいたところでございます。

それでは、1枚おめくりいただき、参考資料の1でございます。本件につきましては、令和元年の4月よりですね、町が指定管理者として指定したNPO法人アシガラパートナーズ様より松田町長に11月15日付で提出された指定管理者選定申込書となります。

次に、1枚おめくりいただき、松田町創生推進拠点施設、通称ですね、スプラポの管理そして運営事業計画書が併せて提出されたので、概要のみ説明をさせていただきます。

1つ目のですね、①の団体の概要でございます。こちらにつきましては、団体名、所在地、代表者は先ほど御説明したとおりになります。

設立年月日でございますが、2017年（平成29年）、当初はですね、松田活性化協会でしたが、2020年（令和2年）からですね、名称をNPO法人アシガラパートナーズに改称しておるところでございます。

事業内容につきましては、地域経済の活性化等に向けた調査あるいは研究やイベントの企画及びその開催、そして人材育成に資する取組など4つの事項を掲げて計画となっております。

2つ目の②につきましては、指定管理者としてのですね、基本姿勢でございます。本施設の設置目的、町の条例に規定されている新たな魅力ある松田町を目指し、女性の雇用創出や創業支援、また生活支援など、さらにですね、地域の情報発信を通じた地域振興、そして地域経済の活性化により地方創生を促進することとなっております。

次にですね、2ページ目から3ページ目にわたりますが、3つ目の③でございます。今後の指定管理期間、5年間でのですね、指針を計画上掲げております。これまでのスプラポの運営を通して、レンタルスペースやコワーキングスペースの利用者の定着もですね、高まっており、健康増進事業や女性活躍に向けた様々なイベント、また子育て世帯支援事業など、コミュニティー活動も活発化する中でですね、財政状況も健全化をし、令和3年度からはテナント入居事業者の家賃等の収入及び利用者からの利用収入にて施設の管理運営が可能と

なり、町への負担金についても708万円を納めていただいております。

しかしながらですね、女性にとって魅力的な町の実現に欠かせない女性を取り巻く課題の解決に向けた取組がですね、なかなか進んでいない状況でございますので、今後5年間に向けて持続可能な財政運営を堅持し、施設の管理運営に当たると同時に、拠点施設を中心とした様々な事業、またコミュニティー活動を支え、地域経済や雇用の促進、そして女性活躍推進事業等3つの指針を掲げて取り組むこととしております。

そして、指針の1つ目でございますが、目標を3つ掲げてございます。コワーキングスペースの有効活用や新たなイベントの企画・誘致、そして新たな地域事業の創出というところに取り組むこととなっております。

次に、3ページ目の指針の2になります。こちらはですね、女性チャレンジの支援ということになります。こちらでもコワーキングスペースにおける新たな有効活用や、女性主体の支援事業を実施する計画となっております。

そして、4ページ目のですね、指針の3でございます。社会課題としての団体運営サポートや、課題解決力を支える取組となっております。こちらはですね、子供たちの貧困、また不登校などNPO法人団体と連携をした様々な展開を実施する計画となっております。

続きまして、5ページ目の4つ目のですね、④業務実施計画でございます。こちらは令和6年度から10年度までの入居率や、前に説明した指針の6つの目標がございます。この事業等の目標数値を掲げて取り組むこととしております。この目標数値につきましては、町のですね、総合計画と地方創生総合戦略等に掲げている目標数値等を参考にして、町と協議をして設定したものでございます。

なお、令和5年の10月現在におきましては、テナント入居状況については満室となっている状況でございます。

次に、5つ目のですね、⑤につきましては、今後5年間の収支計画です。法人としてはですね、健全な安定的、健全で安定的な財務体制を維持し、販売管

理費等ですね、を見直して行い、町の負担額を維持及び増額できるように節減を図っていくこととなっております。家賃収入におきましては、満室を目指していきますが、これまでの退去実績を含めてですね、入居率を90%で算定をしているところでございます。また、子育て支援センター等、町運営施設における光熱水費等の負担金収入につきましては、令和4年度決算を基本として算出をしているところでございます。

そして、支出のほうにつきましては、町への負担金、これは令和3年、4年度の決算同額の708万円で見込んでいます。なお、販売管理費でございますが、下の段の表のとおり、施設管理費や光熱水費などによる経費となっております。そして、イベント等の雑費等でございますが、こちらは出店するためのキッチンカーの出店料、また中庭のイベントの使用料や自動販売機の売上等によるものとなっております。

次に、8ページでございます。⑥については、スプラポの管理体制、運営体制になります。施設の管理運営につきましては、住民サービスの向上及び経費縮減等を目的に、町行政を含めて毎月ですね、1回の定例会を行っております。またですね、臨時的な案件が発生した場合につきましては、緊急会議を実施するなど、引き続き情報発信、情報共有を含めて取り組むこととしております。また、町指定管理者選定要綱がございます。これに基づき、拠点施設が常に利用者及び来館者に快適に利用ができるように、指定管理者の負担により施設の管理運営を行うための施設管理計画の作成及びその見直しを定期的を実施する計画となっております。

そして、特に建物ですね、保守あるいは点検、定期的な法令点検などについては確実に、安全管理体制につきましては施設管理者として防災マニュアル及び避難誘導計画の作成はもちろんのこと、見直し等も実施していく計画となっております。

さらにですね、衛生管理体制につきましては、日常の清掃、また定期清掃の実施を引き続き行い、拠点施設全体の管理者として敷地内及び施設全体の管理、警備も併せて進め、常に安心・安全で清潔な施設環境を保っていく計画となっ

てございます。

そのほかですね、このスプラポの来場者ですね、移住希望者等に対しては、地域情報や町の魅力の発信と現地の案内なども引き続き実施していくこととなっております。

続きまして、次ページですね、参考資料の2でございます。こちらにつきましては、本申請を受けてですね、11月の17日付で松田町指定管理者選定委員会委員長宛てに担当室長から松田町の公の施設に係る指定管理者の候補者の選定依頼を行ったものでございます。

なお、先ほど説明したとおり、条例規定に基づき、3つ目の応募方法につきましては、条例第5条第1項により募集以外によるものとなっております。

最後に、次ページ、参考資料の3でございます。本年11月24日にですね、指定管理者選定委員会が開催され、これを受けてですね、松田町指定管理者選定委員会委員長より松田町長宛てに11月の27日付でNPO法人アシガラパートナーズ様1者に対し、委員会審査結果及び指定管理者の候補者として指定することが決定した旨、報告した書類でございます。

なお、選定委員会から3件の附帯意見がございましたので、その意見を含めて町長に報告したところでございます。

以上、議案第60号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について、説明を終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

議長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

9 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。このですね、松田惣領321番地の1、これは県からですね、町のほうがですね、払い下げを受けた土地だということで、たしか2用途がですね、限られていまして、それらは10年間の期間がですね、その期限だということだと承知をしています。その満了日がいつになるのか、最初にですね、お伺いをしたいと思います。

参事兼政策推進課長 まず、この件につきましては、施設をですね、平成28年に購入をしております。神奈川県の方からしてしますので、令和8年度までが10年間の期間となっ

ております。以上です。

9 番 井 上 令和8年度ということ、これがですね、 期間が令和6年からですね、令和6年度からということ、その時点ですね、ここで令和6年4月1日から5年間の指定管理者の指定をする、募集をした、指定をしたということですが、でも、そこでこの土地ですね、有効活用等に含めてこれをそのまま5年間というふうに指定管理を決めた理由を教えてくださいと思います。

参事兼政策推進課長 この5年間に決めた理由につきましては、町としてですね、町民サービスの町民ニーズ、いろんな声を聞きながらですね、あと今後の町としてこの施設をどのようにしていくかというものも踏まえまして、総体的に判断をした上で5年間としております。当初はですね、10年後についてという話もございました。そのときはですね、その管理の状況を見ながら次の施設の活用方法についても検討していくということもございましたので、今回の5年間の第1期の指定管理を含めましてですね、今後の必要性について5年間と、町として定めたものでございます。以上です。

9 番 井 上 回答ありがとうございます。その中でですね、ここで平成…令和8年までということ、これだと令和11年までですよ。その論議をされたということですか。それとも、それは特にあえてしなかったと。どういうふうにこの土地の有効活用を図っていくかということは、全然もう念頭にはなかったということでしょうか。

参事兼政策推進課長 今回の指定管理の期間につきまして、この土地ですね、今後の有効活用については、先にですね、議論はしておりません。町としては、指定管理者に5年間という協議はしました。その中で、引き続き町民サービスには5年間必要だということを方針決定をしたので、5年間とさせていただきました。以上です。

9 番 井 上 分かりました。

議 長 ほかには質疑。

10番 南 雲 指針の3のところに、NPO法人さんの支援をされていくということで載っています。レイさんですね。それで、これは具体的には事務業の、事務業務支

援とか、子供支援やシングルマザー支援に注力できる環境づくりを支援します
ということで、令和6年度の目標として、レイさんの経営指針、支援に取り組
むとございますけれども、私も一般質問でフードバンク厚木さんをちょっと視
察させていただいたときに、やっぱり場所がね、なかなか大変だということで、
運営していくのに。それで1回駄目になったけど、たまたま無償でね、ビルを
貸してくださる方がいて、でもそこも老朽化しているので、いつまでもつか分
からないということで、ちょっとそれが困り事と伺ったんですけど。将来的に
はこの場所とかの支援とかも考えていられるのか伺います。

参事兼政策推進課長

御質問ありがとうございます。まず、子育ての…のレイさん、こちらはです
ね、秦野市さん、中井町さんで幅広く展開をしている事業者さんでございます。
この団体の方がですね、過去、女性活躍ということで、平成28年に進めた中の
メンバーとして入っていたところもあります。そうした中で、法人さんのほう
がですね、今も連携をしながらですね、幅広い形で展開をしていくというこ
とがございますので、今、コワーキングスペースがいろいろあるんですけども、
そういったところも協議をしながら使っている状況もあるので、今後はですね、
その場所も含めてですね、協議をしながら町の子育て支援の活性化に向けて取
り組んでいるということになっておりますので、よろしく願いをいたします。
以上です。

議

長 よろしいですか。そのほかの質疑はございませんか。

質疑がないようでしたら、討論に移って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ
んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第60号松田町創
生拠点推進施設の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成

の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11「議案第61号令和5年度松田町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第61号令和5年度松田町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度松田町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億543万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,528万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、議案第61号令和5年度一般会計補正予算（第6号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正の内容につきましては、職員の異動等に伴う給与等の人件費の増減補正や、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業、国民健康保険事業特別会計繰出金や介護保険事業特別会計繰出金、また感染症予防事業や私立幼稚園等教育給付費などに伴う補正となります。

それでは、初めに4ページをお開きください。第2表、債務負担行為の追加の補正でございます。こちらは町立小学校新入学児童用の机等の購入費でございます。期間は令和5年度から令和6年度で、限度額243万7,000円を追加補正するものでございます。本年度に発注をかけることにより、次年度いわゆる令和6年度に、こちらは森林環境譲与税を10分の10を活用して行うもので、安価

な経費で対応ができる見込みがあることから、ここで債務負担行為の補正を行うものでございます。

それでは、10ページ、11ページ、事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。初めに、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、教育費国庫負担金、節は幼稚園費国庫負担金でございます。説明欄、子供のための教育・保育給付費国庫負担金150万7,000円を補正するものでございます。こちらは私立幼稚園等教育給付費によるもので、詳細につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

次に、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金でございます。説明欄では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金として9,808万7,000円の補正となります。こちらにつきましては、国の電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額強化として、まず、低所得世帯支援枠については、物価高騰に最も切実に苦しんでいる低所得者に対し、迅速に支援するため、本年の夏以降、1世帯当たり3万円を目安に支給を開始してきたものでございます。重点支援地方交付金の追加の拡大分が国から実施するため、1世帯当たり、ここで7万円を追加するものでございます。住民税非課税世帯1世帯当たり合計は10万円を目安にですね、給付になるものでございます。

またですね、もう一つの推奨メニュー枠というものがこの交付金でございます。こちらについては、観光事業者物価高騰対策支援給付金や、給食費の保護者負担額の物価高騰対策補助金などによるものでございます。

それでは、次に県支出金、項、県負担金、目、民生費負担金、節、保険基盤安定負担金につきましては、説明欄、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、こちらは令和4年度の療養給付費の実績がですね、確定したため、35万円の歳入増額の補正を行うものでございます。こちらにつきましても、詳細は歳出で御説明をさせていただきます。

次に、款、県支出金、項、県負担金、目、教育費負担金、節、幼稚園費負担金につきましては、説明欄、子供のための教育・保育給付費負担金75万3,000円を補正するものでございます。こちら先ほどの教育費の国庫負担金同様に、

私立幼稚園等の教育給付費によるもので、こちらも詳細は歳出で説明をさせていただきます。

次に、項、県補助金、目、民生費補助金、節は児童福祉費補助金でございます。説明欄、保育環境改善事業補助金につきましては、さくら保育園、そしてなのはな保育園に伴う感染症対策支援事業費として40万円の補正をするものがございます。こちらは3分の2の補助事業となります。

次に、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費補助金、節、農業費補助金につきましては、説明欄、農地利用最適化交付金といたしまして、53万3,000円の補正でございます。こちらは10分の10の補助事業となっております。詳細については歳出で説明をさせていただきます。

またですね、目、教育費補助金、節、幼稚園費補助金、説明欄、子供のための教育・保育給付費補助金につきましても、先ほどの教育費国庫負担金及び県負担金と同様に、私立幼稚園等の教育費補助金によるもので、50万6,000円を補正するものがございます。

続きまして、款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金、説明欄は財政調整基金の利子69万7,000円の増額補正となります。本件につきましてはですね、法の第241条に、基金につきましては確実かつ効果的に運用しなければならないという規定がございます。これまでは定期預金として運用してきましたが、金利の低金利の状況が続いていることからですね、本基金の資金を活用して定期預金より高い金利である、今回は債券を購入することによって、さらなる運用収益を確保し、町民サービスの向上に向けた施策等の財源確保に取り組むための事業となります。今回は、神奈川県第261回の公募債をですね、10年債を2億円購入し、基金の運用管理を行うため、令和5年度の受入利息が増額するこの69万7,000円になるため、補正を行うものがございます。利率につきましては、年0.851%、本年度は69万7,000円の増額になりますが、令和6年度以降につきましては170万2,000円で令和15年度までの10年間を総額すると1,686万6,000円の受入利息額の増額となることとなります。定期預金の継続をしていた場合の2億円の場合については、今、0.002%となっております。

すので、受け入れる利息は4,000円ということになっております。

続きまして、款、諸収入、項、事業収入、目、介護予防ケアマネジメント費収入でございます。こちらは説明欄、介護予防ケアマネジメント費収入59万1,000円の補正で、介護予防・生活支援サービス事業の増加によるものでございます。

続きまして、款、諸収入、項、雑入、目、雑入、説明欄につきましては後期高齢者健診収入でございます。こちらは後期高齢者の健康診査に伴う事業で、10分の10の補助事業となります。171万2,000円の補正を行うものでございます。

続きまして、12、13ページでございます。こちらにつきましても、項、雑入、目、雑入の説明欄は経営安定緊急融資中小企業信用保証料の補助金の返還金といたしまして、29万9,000円の補正となります。

続きまして歳入になります。14、15ページになります。款、項、目でございます。議会費でございます。説明欄（2）職員給与費でございます。職員の異動等による減額補正となります。

次に、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、説明欄（1）職員給与費につきましても、職員の異動等に伴う増額補正となるものでございます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費でございます。こちらは先ほどの収入で御説明したとおり、神奈川県債の購入に伴う利子分の積立てにおける歳入、同額の69万7,000円の補正となります。

次に、目、寄出張所費の16、17ページにわたりますが、説明欄、繰出金の国民健康保険診療所事業特別会計繰出金につきましては、58万9,000円でございます。職員給与費に伴う補正となるものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（1）職員給与費につきましても、職員の異動等に伴う補正となります。

次に、2つ目のですね、説明欄の（7）物価高騰対応重点支援事業につきましては、こちらはA I オンデマンドバス利用促進事業補助金151万2,000円を補正するものでございます。この事業につきましては、国の臨時交付金推奨メニュー枠の補助金を活用し、高齢者等の移動手段の確保を目的に、既存のですね、

高齢者等のタクシー補助事業から町が新たに始めたA I オンデマンドバスの利用を促進するためのもので、期限限定のチケットを利用希望者に配布をし、高齢者等の移動手段と併せて地域公共交通の活性化を資する取組となるものでございます。

続きまして、説明欄（1）国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、728万5,000円の減額補正でございます。こちら職員給与費等に伴う補正となります。また、説明欄（2）介護保険事業特別会計の繰出金につきましても、職員給与費や、こちらは事務費の繰入れ等の増額に伴うもので、123万8,000円を補正するものでございます。

続きまして、18、19ページにわたりますが、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（1）物価高騰対応重点支援給付金事業につきましては、先ほどのとおりですね、低所得者支援枠につきまして、物価高騰等に切実に苦しんで、低所得者に対し、一律7万円の追加をするものでございます。事業の執行に伴う消耗品費や、案内通知等の郵送料、また給付金につきましても1,200世帯分への7万円を給付するため、総額といたしまして8,700万円を増額補正するものでございます。こちらはプッシュ型の事業となります。

続きまして、目、老人福祉総務費の説明欄、後期高齢者医療広域連合市町村定率負担金につきましては、後期高齢者医療広域連合といたしまして、特別な地方公共団体が主となり、市町村と連携をしながら制度を運営しているもので、令和4年度の療養給付費等の実績が確定したもので、477万6,000円を増額補正するものでございます。こちらは75歳以上の療養給付費等に要する費用増が、費用額が増加したための影響によるものでございます。

また、後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金によるもので、46万7,000円の補正となるものでございます。

次に、款、民生費、項、社会福祉費、目、障害者福祉費、説明欄、障害者総合支援システム改修費負担金につきましては、こちらは報酬額の改定等に伴うシステムの改修費として15万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、目、児童福祉総務費、説明欄（10）感染症総合対策事業におきましては、保育環境改善等事業費補助金としまして、先ほど歳入で御説明のとおり、さくら保育園やなのはな保育園に伴う感染症対策の支援事業費として、保護者負担軽減を目的に、おむつ用のごみ箱等の購入に伴う経費60万円を補正するものでございます。

また、説明欄（2）物価高騰対応重点支援事業としまして、保育施設給食費保護者負担軽減給付金といたしまして、総額85万5,000円の補正を行うものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費、説明欄、職員給与費につきましては、20ページ、21ページになりますが、職員の異動等に伴う補正となります。

また、説明欄の（1）寄簡易水道事業特別会計繰出金につきましては、150万円の減額補正を行うものでございます。会計のですね、繰越金額の増額に伴い、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

次に、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄（1）母子保健事業の償還金利息及び割引料につきましては、健康診査や健康教育、また相談等の各事業に伴う過年度分の国庫補助金の返還金といたしまして、9万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（2）になります感染症予防事業につきましては、任意予防接種費助成金といたしまして、こちらは带状疱疹予防接種の助成金につきまして、利用者の増加に伴い、ここで104万円を補正するものでございます。

続きまして、目、予防費、説明欄（5）後期高齢者保健事業では、後期高齢者健康診査委託料ほか171万2,000円を補正するもので、こちらも10分の10の補助事業となります。

次に、款、農林水産費、項、農業費、目、農業委員会費、説明欄、農業委員会運営等に要する経費といたしまして、こちらは農業委員会等の農地パトロール等における消耗品費等53万3,000円の補正を行うもので、10分の10の補助事業となります。

続きまして、目の農業総務費の説明欄、職員給与費につきましては、職員の異動等に伴う補正となります。

続きまして、22、23ページ、款・項、商工費、目、商工総務費、説明欄につきましては、職員給与費につきましても、職員の異動等に伴う補正となります。

続きまして、項、観光費、目、観光振興費、説明欄（2）町観光協会補助金1,316万8,000円の減額補正につきましては、まつだ桜まつりほか指定管理業務となったものなどによる減額補正となります。また、説明欄（8）物価高騰対応重点支援事業につきましては、観光事業者物価高騰対策支援給付金といたしまして、250件分の観光等での宿泊対象見込み件数に対し、3,000円分の支援を行うため、総額75万円を補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業となります。

続きまして、款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費の説明欄、職員給与費につきましては、職員の異動等に伴う補正となります。

続いて、24、25ページになります。款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、説明欄につきましては職員人件費については、職員の異動等に伴う補正となります。

説明欄2つ目のですね、幼稚園・学校教育活動全般に要する経費でございます。（1）といたしまして、一般事務経費として、私立幼稚園等教育給付費、こちらを402万7,000円を補正するものでございます。こちらは認定子ども園あるいは新制度移行幼稚園における利用者の増額に伴う補正となるものでございます。

また、説明欄（18）物価高騰対応重点支援事業におきましては、負担金補助及び交付金の1つ目として、給食費保護者負担額物価高騰対策補助金といたしまして690万円、また幼稚園の給食費相当分保護者負担軽減給付費として105万円の補正を行うものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

ページ26、27ページにおきましては、目、社会福祉総務費、説明欄、職員給与費につきましても、職員の異動等による補正となります。

最後に、款・項・目、予備費でございます。予備費につきましては、2,141

万3,000円の増額となり、総額が3,427万1,000円となるものでございます。

そして、28ページから37ページまでにつきましては、一般会計並びにですね、全会計の給与費明細書等によるものでございます。

そして最終ページの38ページにつきましては、最初ですね、ページ4ページですね、債務負担行為の補正、追加補正に伴う、こちらは追加ですね、調書を添付させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上で説明のほうを終わりにさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

1 2 番 寺 嶋 2点ほどお伺ひします。

1つはですね、物価高騰に対する低所得者の世帯支援金、交付金ですけども、これはいつ頃交付金に来て、いつ頃までに給付するような流れになるのか、その辺をお伺ひします。

あと、事業者への臨時交付金ということで、小学校とか保育園の学校給食費保護者負担軽減措置補助金の追加といいますか、助成ですけども。これは期限はあれですか、5年度末なんですか。年度内なんですか。6年度も何かやられるような予定はあるのか、その辺をお伺ひいたします。

福 祉 課 長 それでは、寺嶋議員さんの御質問にお答えいたします。まず、重点支援の給付金、低所得者向けの給付金の関係なんですけれども、こちらについてはもう国のほうから、全体の8割ということになりますけれども、交付決定が出ておりますので、こちらを御利用させていただきます。また、給付に伴うですね、申請につきましては、年内に発送をさせていただいて、間に合うようであれば支払いのほうもやっつけいければと思っております。年度内で対応ということで今考えて進めております。以上です。

教 育 課 長 それでは、2点目の給食費の保護者負担の関係を御説明させていただきます。現在、今回の補正につきましては、1月、2月、3月分の給食費をゼロにするというところで計上させていただいたところでございます。また、令和6年度の予定でございますが、現在のところは給食費無償化等の今のところ予定はご

ざいません。以上です。

12番 寺 嶋 低所得者の支援交付金ですけれども、一応2月、3月ですからね、5年度ね、年度内には間に合う…年度内に終了する予定だと思うんですけど、いつまでというのはこれ期限は、そういう方針みたいなものがあるんでしょうか。

あと、この基点ですけれども、何…令和5年の何月何日現在の高齢者といいますか、低所得者1,200世帯のね、この分だと思うんですけども、これ、今後です、来年とか令和6年か、その、これからまた新たに低所得者といいますか、住民…はっきり言えば住民税非課税世帯の方が大体低所得者に値すると思うんですけども、今後の方はね、どうされるんですか。これからずっと、低所得者だったらずっとなくなるわけじゃないですからね。これからじゃあどう…その漏れた方と言っちゃおかしいんですけども、その基点に対して今後ね、低所得者になる方は、何か減税みたいなのが特にえられるんですか。そういう対策がないとね、何か一回こっきりといいますか、そういうのがね、拭え…こっきりになっちゃう可能性もあるんで、その辺のことについてね、もし分かりましたらお伺いをいたします。

福 社 課 長 御質問にお答えいたします。まず基準日なんですけれども、12月1日、この時点を基準日としております。その時点での低所得者の非課税世帯者ということ、世帯の方ということで出しております。

それとあとです、次年度以降の対応については、特にちょっと国のほうからですね、新しい内容というところがまだ来ておりませんので、この部分どうするかについては、ちょっと私のほうでは今現時点では不明としかお答えできないということで、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

12番 寺 嶋 終わります。

議 長 大丈夫ですか。そのほか質疑。

10番 南 雲 2点お伺いいたします。15ページの積立金、さっきの財調の2億円に対して公共債にされたということなんですけれども、これは全体の何%とかお決めになってられるんでしょうか。そのことと、あと…ごめんなさい。財調の合計額の何%とかいうふうに決められているのかということですね。

それから、19ページですね。障害児者支援及び給付に要する経費の中で…あ、ごめんなさい。間違えました。その下の児童福祉全般に要する経費の中で、保育環境改善等事業補助金の中で、おむつ用のバケツ購入されることということなんですけれども、これはおむつの持ち帰りが廃止になったのかどうか。その点をお伺いいたします。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まずですね、財政調整基金からですね、何%ぐらいにして2億円という額を決めたのかというところなんですけれども、今の町のほうでも財政推計というのをを出しております。2043年度までの財政推計を含めて、財調ももし足りなくなった場合の推計を踏まえて、どういう形で財源を生むかということで、会計管理者が主体になってですね、県と交渉したりしながら、一番いい利率の今、県債がですね、この辺は監査委員からも指摘がございまして、うまく運用しろというような形もございましたので、その15億円のうちの1億円、1億円という形のあれがあるんですけれども、今回はその辺を財政推計を踏まえた形で2億円という額を定めて10年間サイクル回すという形でさせていただいたところでございます。以上です。

子育て健康課長 2点目の御質問についてお答えいたします。今回おむつのはですね、補助金ということで、各保育園に補助金として出す内容としては、おむつのごみ箱を購入していただいて、それを保育園に設置して、おむつをその場で持ち帰らないで処分できるように今回設置をするために購入するものです。

議 長 よろしいですか。

10番 南 雲 会計で県のほうと御協議されたということで、ごめんなさい、財調のほうなんですけれども。この公共債って、そのときの相場で解約した場合も利率つきますので、また相談しながら、もしね、できれば増やせる部分があればということで、よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

8番 田 代 前者の寺嶋議員の質問に関連した内容です。ページ24、25、款、教育費、項、目、社会教育費…あ、すみません。事務局費でした。社会教育費の上になります。幼稚園・学校教育活動全般に要する経費ということで、18番、負担金補助

及び交付金、給食費の関係です。これについて、先ほどの質問のときに、物価が高騰したと。保護者の負担が高くなっているのです、来年の1月から3月分までの給食費の保護者支払いをゼロにするというふうに回答されたと思うんですけど、まずそれで間違いないでしょうか。

教 育 課 長 保護者の負担をゼロというところで間違いございません。

8 番 田 代 それでは質問させていただきます。私の承知している限りですと、学校給食法、このような法律がありまして、以前、教育委員会サイドの説明だと、調理にかかる人件費とか設備関係、そういった学校給食に関するものは町が負担すると。一方で、食材費ですよね。実際に食べる食材、それについては保護者負担だと。それについて、補助金をある程度町が支援するという考えなんですけれども、今回のこのお金のほうは、その補助金を多くする。そのような考えでよろしいですか。

教 育 課 長 現在、お1人当たり950円、町のほうで補助をしているところでございますけれども、そこの部分を増額するというところでございます。

8 番 田 代 そこでね、学校給食法という法律名が正しいかどうか分からないんですけども、2分の1ずつが負担になってますよね。要するに食材費は保護者が負担すると。それをまた町が上乘せして補助するということは、解釈として法律的に大丈夫なんでしょうか。その辺がちょっと気になりまして、質問いたします。

教 育 課 長 今回の補助の目的は、まず保護者の負担をゼロにするというところで、かかった食材費については町が補助金ということで給食の会計の中に補助をするというような取扱いで事務を進めていく予定でございます。以上です。

8 番 田 代 分かりました。終わります。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第61号令和5年度松田町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩に入ります。再開は15時15分となります。よろしくお願ひします。
(14時57分)

議 長 休憩を解いて再開します (15時15分)

日程第12「議案第62号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第62号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ627万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,438万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について説明させていただきます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費に関わる補正と、財政調整基金利子の増額が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開き願ひします。歳入から説明いたします。款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金につきましては、財政調整基金利子として

100万9,000円を増額しております。

款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、職員給与費等繰入金として、歳出で計上している職員給与費と同額の728万5,000円を減額しております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出になります。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。説明欄の1、職員給与費につきましては、人事異動に伴う人件費の減額となります。

款・項ともに基金積立金、目、財政調整基金積立金につきましては、歳入で計上した財政調整基金利子の100万9,000円を財政調整基金に積み立てるものがございます。

また、12ページ、13ページには給与明細書がございますので、後ほど御高覧願います。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

討論を省略し、採決を行います。議案第62号令和5年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13「議案第63号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第63号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,225万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費に関わる補正が主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開き願ひます。歳入から説明いたします。款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、歳出で計上している職員給与費の2分の1の額、58万9,000円を増額しております。こちらは、国保診療所と寄出張所の兼務職員の人件費につきまして、診療所会計で人件費を計上し、一般会計の寄出張所費から2分の1の額を繰り入れることとなっております。

10ページ、11ページをお開き願ひます。歳出になります。款、総務費、項、施設管理費、目、一般管理費につきましては、人事異動に伴う人件費の増額となります。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。また、12ページ、13ページには給与費明細書がございますので、後ほど御高覧願ひます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第63号令和5年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14「議案第64号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第64号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,586万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

町 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

今回の補正につきましては、公営企業会計化により廃止となる運営基金の繰入れや、前年度繰越金の確定に伴い補正をさせていただくものでございます。

それでは、8、9ページ、歳入をお願いいたします。先に款の4、繰入金、項の2、目の1、ともに寄簡易水道事業運営基金繰入金につきましては、令和6年4月1日より特別会計から公営企業会計へ移行することに伴い、特別会計で所有している事業運営基金について廃止する必要があるため、基金から繰り入れるものでございます。

款の5、項・目ともに繰越金の前年度繰越金につきましては、令和4年度決算確定額により増額するものでございます。

款の4、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、前年度繰越金の増額分を当科目にて調整するものでございます。

続きまして、10、11ページ、歳出をお願いします。款2、公債費につきましては、歳入の一般会計繰入金の減額に伴う財源調整でございます。

予備費につきましては、歳入の基金繰入金と前年度繰越金の端数の合計について、増額して調整するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第64号令和5年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第15「議案第65号令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第

3号)」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第65号令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億107万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 それでは、令和5年度介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

今回の補正予算ですが、令和5年の人事異動に伴う給与費等の異動による一般会計繰入金増額、指定機関等の管理システム改修に伴う負担金や地域支援事業の通所型サービスなどの補正が今回の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別の明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページを御覧ください。

歳入からの説明となります。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、介護予防等地域支援事業交付金、説明欄の介護予防・日常生活支援総合事業・地域支援事業交付金、こちらのほうは、歳出のほうでございますね、計上させていただきました通所サービス等のものでございますね、補正に伴う国庫分としての配分となります。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、包括的支援等地域支援事業交付金、説明欄の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金。こちらのほうは、職員の異動に伴うものがございます。12万円の減額となります。

続きまして、款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、事業費補助金、説明欄

の介護保険事業費補助金、418万円の補正でございます。こちらは…41万8,000円の補正でございます。こちらにつきましては、歳出のほうのシステム改修の費用に伴う国庫分でございます。

続きまして、款、支払基金交付金、項、支払基金交付金、目、地域支援事業支援交付金。説明欄の地域支援事業支援交付金、こちらにつきましては、先ほどお話ししました通所事業、地域支援事業の歳出のほうの地域支援事業費の中の通所サービス等の補正に伴う支払基金分として、106万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、県支出金、項、県補助金、目、介護予防等地域支援事業交付金。説明欄、介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業交付金、こちらにつきましては、先ほどと同じように歳出のほうの地域支援事業費、通所サービス等の県負担分となります。49万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、包括的支援等地域支援事業交付金。説明欄の介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金、こちらのほうは職員のほうの異動に伴うもので、6万円の減を補正するものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、その他一般会計繰入金です。説明欄のほうの上、こちらについては職員異動の分として、職員給与費等の繰入金ということで、17万3,000円補正するものです。

その下、事業費繰入金、こちらにつきましては、先ほどお話ししましたシステム改修に伴うですね、町負担としての事務費の繰入金ということで、63万3,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、6、款、繰入金、項、一般会計繰入金、目、地域支援事業費繰入金。説明欄の介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金、こちら49万2,000円を補正するものでございまして、こちらは町の負担分ということで補正するものでございます。

下段、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金、こちらマイナス6万円を補正するものでございますが、これも町のほうの負担分と

して補正するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。歳出になります。歳出の説明でございます。款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理経費（1）の給与費。こちらについては職員の異動に伴うものとして、17万3,000円を補正するものでございます。

その下、2番の一般管理経費、こちらにつきましては介護保険のシステム、組合のほうでやっておりますシステム改修に伴うもので、83万6,000円を補正させていただきます。

続きまして、款、総務費、項、総務管理費…ごめんなさい。項、介護認定審査会費、目、認定審査会負担金。説明欄では、（1）の介護認定審査会。こちらにつきましては、南足柄のほうで市のほうで行っております介護認定審査会におけるシステム改修の負担金を21万5,000円補正したものでございます。こちらシステム改修によるものでございます。

続きまして、款、地域支援事業費、目、地域支援事業費…ごめんなさい。款・項ともに地域支援事業費、目、一般管理経費。こちらについて、説明欄（1）職員給与費でございます。こちらは職員の異動に伴うものということで、62万5,000円をマイナス補正するものでございます。

次のページを御覧ください。12ページ、13ページでございます。款、地域支援事業費、項、地域支援事業費、目、介護予防・生活支援サービス事業費。説明欄でございます。（2）の通所型サービス、こちらのほうにつきましては、利用者が増加したということで、365万1,000円を補正するものでございます。

その下、（1）の介護予防ケアマネジメント事業ということで、こちらにつきましても利用者が増えたことに伴う59万1,000円の補正をするものでございます。

その下、款・項・目ともに予備費。こちらにつきましては、歳入歳出の調整ということで、マイナスの83万1,000円を補正させていただくものでございます。

次のページ、14ページ、15ページにつきましては、給与費等の明細が出てお

ります。こちらにつきましては後ほど御高覧いただければと思います。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第65号令和5年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第16「議案第66号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第66号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,090万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億370万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について説明

させていただきます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金に関わる補正が主なもので、併せて9月に確定しました令和4年度決算に基づき、繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、繰入金、項・目ともに一般会計繰入金につきましては、歳出で計上している保険基盤安定負担金と同額の46万7,000円を増額しております。こちらは、県支出金として一般会計で収入した後期高齢者医療保険基盤安定負担金に4分の1の町負担分を合わせて特別会計で繰り入れるものでございます。

款・項・目ともに繰越金につきましては、令和4年度決算に基づき、1,044万1,000円を増額し、1,244万1,000円とするものです。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出になります。款・項・目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、負担金補助及び交付金の保険基盤安定負担金につきましては、歳入の保険基盤安定繰入金と同額の46万7,000円を支出するものでございます。

保険料納付過年度分精算金は、前年度の実績に基づき確定しました精算金662万1,000円でございます。

款・項・目ともに予備費は、歳入と歳出の差額を計上させていただきました。説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第66号令和5年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩いたします。休憩中に議会全員協議会を開催いたしますので、議員及び町長ほか補助説明者は、この後すぐに大会議室にお集まりください。

(15時42分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (16時43分)

休憩中に10番 南雲君より「町長の専決処分事項に関する条例について」が提出されました。この発議は所定の賛成者2名以上がありますので、成立します。

お諮りします。提出されました発議第4号を日程に追加し、追加日程第1「発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について」を議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。発議第4号を議題とすることに決定しました。お手元の議事日程の日程第17の前に追加をお願いいたします。

事務局より発議4号を配付させます。

(発議書配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議 長 追加日程第1「発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。南雲まさ子君。

10番 南 雲 発議第4号。令和5年12月11日、松田町議会議長 平野由里子殿。

提出者、松田町議会議員 南雲まさ子。賛成者、松田町議会議員 北村和士、松田町議会議員 武尾哲治、松田町議会議員 吉田功、松田町議会議員 中津

川定雄、松田町議会議員 秋田谷光彦、松田町議会議員 古谷星工人、松田町議会議員 田代実、松田町議会議員 井上栄一、松田町議会議員 飯田一、松田町議会議員 寺嶋正。

町長の専決処分事項に関する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり松田町議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

提案理由。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、町長が専決処分することについて議会の権限に属する軽易な事項を指定する必要があるため、本条例の制定を提案するものです。

次のページをおめくりください。町長の専決処分事項に関する条例。第1条、松田町議会の権限に属する事項中、次の事項については地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

1、法律上、町の義務に属する損害賠償において、交通事故等に関わるもので自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受け、同法に規定する当該保険金の最高限度額以内のものについて、その額を定めること。

2、前号に関わる和解に関すること。

3、前2号に掲げるもののほか、目的価額が100万円以下の和解に関すること及び100万円以下の損害賠償の額を定めること。

4、法令の改正または廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、各項または用語を引用する規定を整理する場合で、必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り、当該法令の題名、条項または用語に関わる規定を改正すること。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議 長 提出者の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。発議第4号町長の専決処分事項に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第17「議案第67号松田町名誉町民の推挙について」を議題とします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第67号松田町名誉町民の推挙について。

次の者を松田町名誉町民（以下「名誉町民」という。）に推挙し、松田町名誉町民条例第2条の規定による名誉町民の称号を贈る。

記、住所、松田町松田惣領1774番地。

氏名 鳶村俊介。

生年月日、昭和21年6月5日。

令和5年12月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町は、鳶村俊介氏が町政の発展に顕著な貢献をされた功績と栄誉をたたえ、松田町名誉町民条例第2条に規定された名誉町民の称号を贈るため、同条例第3条により提案するものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第67号松田町名誉町民の推挙について御説明させていただきます。

1枚おめくりいただき、参考資料のほうを御覧ください。今回名誉町民として推挙する鳶村俊介氏の功績について御説明をさせていただきます。鳶村俊介氏は、松田小学校を卒業しております。以下、略歴は記載のとおりでございます。

松田町長となられてからは、観光事業の推進や産業の発展、教育・子育て支

援、防災力・減災力の強化など様々な功績を残されました。観光事業の推進では、平成10年に第1回まつだ産業まつりを開催し、姉妹町との連携を強化するとともに、まつだ桜まつりの前身であるさくらフェスティバルを平成11年に開催し、自ら報道関係に対し売り込みを行うなど、平成16年からのきらきらフェスタを含め、都心からの観光客を呼び込むことができる大型イベントに発展させました。

また、松田山南面の観光農園地化構想を推進し、みかんオーナー制の普及に尽力するなど、都市近郊農業にも大きく貢献しました。

寄地区には寄ふれあいドッグランを開園し、平成18年には寄ロウバイまつりの礎となる植樹を行うなど、寄地域の景観を生かした観光地化への動きを大幅に飛躍させました。

産業の発展においては、平成11年には地域振興券の発行や、桜まつりのライトアップを行い、観光客を呼び込むなど、地元での消費活動の活性化を目指し、様々な事業を展開しました。

教育・子育て支援に関しては、平成14年に子育て支援センターを開設し、開所中は子育てアドバイザーを常時配置するなど、母親が陥りやすい子育ての不安に寄り添い、支える体制を構築しました。支援センターでは、父親や祖父母も参加しやすいイベントを多く開催し、子育ては母親の仕事であるという固定的な概念に変革をもたらし、松田町の子育て支援施策の礎となりました。

防災力・減災力の強化に関しましては、町民の生命と財産を守るため、学校等公共施設の耐震工事や平成12年には寄地区の中心的な避難所となる寄中学校体育館を建設し、平成14年には松田中学校体育館の大規模改修工事を行いました。災害対応の拠点となる町役場についても、耐震性が不安視されていましたが、町民や議会に対する丁寧な説明と力強い推進力を発揮し、役場新庁舎や庁舎前貯水槽は平成18年に竣工となりました。

日頃から連携してきました姉妹町との物資の交流をもとに、千葉県横芝光町とは災害相互応援協定を平成18年に締結し、強い信頼関係は現在に続いております。

畠村俊介氏は4期16年の永きにわたり町長として町の発展に活躍されました。その功績は誠に多大なものでございます。畠村俊介氏を名誉町民として推挙いたしたいと存じます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。

議案審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長することに決定いたします。

引き続き御審議をお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声です。討論省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第67号松田町名誉町民の推挙について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18「同意第10号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第10号人権擁護委員の推薦について。

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田惣領1852番地11。

氏名、吉濱容子。

生年月日、昭和34年8月10日。

令和5年12月11日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年3月31日をもって委員の任期が満了するため、提案する
ものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。お諮りいたします。本件は質疑・討論を省
略して採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第10号人
権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求
めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いた
しました。

議 長 日程第19「同意第11号人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
町長の提案説明を求めます。

町 長 同意第11号人権擁護委員の推薦について。

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規
定により議会の同意を求める。

記、住所、松田町松田庶子1044番地12。

氏名、平原有郎。

生年月日、昭和28年10月19日。

令和5年12月11日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。令和6年3月31日をもって委員の任期が満了するため、提案する
ものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。お諮りします。本件は質疑・討論を省略し
て採決をさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑・討論を省略し、採決を行います。同意第11号人
権擁護委員の推薦について、原案のとおり同意することに賛成する方の起立を

求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議

長 日程第20「各種委員会委員等の諸般報告」を議題といたします。

最初に、令和5年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を選出議員の寺嶋正君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

以上で令和5年第2回足柄東部清掃組合議会定例会報告を終わります。

次に、足柄上衛生組合議会報告を選出議員の武尾哲治君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

なしとのお声ですが、ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切らせていただきます。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わります。

次に、令和5年度神奈川県西部広域消防運営協議会（第2回）報告を出席議員の中津川定雄君より報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付してお

りますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切らせていただきます。

以上で足柄上衛生組合議会報告を終わりにします。

議 長 日程第21「委員会の閉会中の継続審査申出書」を議題といたします。

申出書は、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長、議会広報広聴常任委員会委員長、議会運営委員会委員長より、所管事務ほかについて、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり提出されております。

最初に総務文教常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、議会広報広聴常任委員会委員長からの申出書についてお諮りします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員長からの申出書についてお諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長 日程第22「議員派遣について」を議題といたします。

この件につきましては、議会閉会中の調査活動等について、今後の計画について、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議会閉会中の調査活動等に議員を派遣することに決定いたしました。なお、日程・派遣議員に変更等が生じた場合には議長に一任をお願いいたします。

議長 以上で本定例会に付議されました案件の全ての審議が終了いたしました。これをもって本定例会は閉会といたします。慎重なる御審議ありがとうございました。7日間にわたり、御苦労さまでございます。(16時59分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 年 月 日

松田町議会議長

署名議員 番

署名議員 番